

第百二回 参議院大蔵委員会會議録第十四号

昭和六十年五月三十日(木曜日)
午前十時四分開会

委員の異動

五月二十四日

野田 哲君

補欠選任
赤桐 操君

五月二十七日

近藤 忠孝君

補欠選任
宮本 顯治君

五月二十八日

宮島 澧君

補欠選任
上田 稔君

五月二十九日

宮本 顯治君

補欠選任
近藤 忠孝君

上田 稔君

補欠選任
宮島 澧君

五月三十日

川原新次郎君

補欠選任
増岡 康治君

倉田 寛之君

補欠選任
福田 宏一君

出席者は左のとおり。

委員長

藤井 裕久君

理事

伊江 朝雄君

委員

大坪健一郎君

藤井 孝男君

竹田 四郎君

桑名 義治君

梶木 又三君

下条進一郎君

中村 太郎君

国務大臣

大蔵大臣

大蔵政務次官

法務大臣官房審

計課長

大蔵大臣官房審

議官

大蔵大臣官房審

議官

大蔵省主計局次

長

大蔵省理財局長

大蔵省銀行局長

大蔵省国際金融

局長

国税庁調査査察

部長

村本 久夫君

福岡日出彦君

福田 宏一君

藤野 賢二君

増岡 康治君

宮島 澧君

矢野俊比古君

吉川 博君

赤桐 操君

大木 正吾君

鈴木 和美君

鈴木 一弘君

多田 省吾君

近藤 忠孝君

栗林 卓司君

青木 茂君

野末 陳平君

竹下 登君

清水 湛君

稲葉 威雄君

江島 淳君

西垣 昭君

大山 綱明君

角谷 正彦君

保田 博君

宮本 保孝君

吉田 正輝君

行天 豊雄君

村本 久夫君

事務局側

常任委員会専門

員

河内 裕君

国土庁大都市圏

整備局整備課長

荒木 寛君

自治省税務局固

定資産税課長

佐野 徹治君

日本国有鉄道施

設局用地課長

大西 光男君

住宅・都市整備

公団理事

救仁郷 斉君

日本開発銀行総

裁

吉瀬 維哉君

日本輸出銀行

總裁

大倉 真隆君

説明員

参考人

本日の會議に付した案件

○参考人の出席要求に関する件

○日本開発銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○日本輸出銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○登記特別会計法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(藤井裕久君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。去る二十四日、野田哲君が委員を辞任され、その補欠として赤桐操君が選任されました。また、昨二十九日、岩動道行君が委員を辞任され、その補欠として川原新次郎君が選任されました。

○委員長(藤井裕久君) 次に、参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

日本開発銀行法の一部を改正する法律案の審査のため、本日、参考人として住宅・都市整備公団理事救仁郷斉君の出席を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(藤井裕久君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(藤井裕久君) 次に、日本開発銀行法の一部を改正する法律案、日本輸出銀行法の一部を改正する法律案及び登記特別会計法案の三案を便宜一括して議題といたします。

前回に引き続き、質疑を行います。

○鈴木一弘君 冒頭に大蔵大臣に、通告外のことでお伺いいたします。

過日レーガン大統領が、アメリカの税についての構想を発表しました。十四段階の所得税率を三段階にするとか、法人税の最高税率を引き下げるとか、そういういろいろなことがあったのでありますけれども、それをそのまま我が国にということではないと思いますが、税率、いわゆる多段階のもの、を少ない段階にするとか、あるいは投資減税の問題等についての配慮であるとか、こういったことがいろいろあの中にはございしますが、我が国の税法上にも取り上げるべきものもあるだろうし、また必要のないものもあるかと思ひます。

その点について大蔵大臣、どういふような所感をお感じでございましょうか、あえてお伺いをいたしたいと思います。

○国務大臣(竹下登君) アメリカ時間の二十八日の夜八時、日本時間はきのうの午前九時でございします。したがって今いろいろな分析をいたしております。アメリカ政府が発表した税制改正案、今鈴木さんがおっしゃったようなことでございします。

が、今のところテレビ演説だけで分析しておりますので正確な分析になるかどうかとも思いますが、きのう一日がかりでざっと整理しましたことでは、この名称は公正、成長、簡素化のための議会に対する大統領税提案、こういうことになっております。

それで、今御指摘なさいましたとおり、主な提案項目は、かつて財務省の提案の案がございましたが、あれと大体一緒のところと変わったところとあるわけでありまして。個人所得税について税率構造の簡素化と緩和、これは今おっしゃいましたように一五%、二五%、三五%の三段階にする。それから基礎控除、配偶者控除の引き上げ、これは千ドルから二千ドル、それから住宅ローン、消費者ローンの支払い利子の所得控除の縮減、こういうところが大体財務省提案と変わっていない。それから公益寄附金控除の縮減というのはこれは今までどおりで、いわば大統領提案の中へは取り上げられていません。法人所得税は一五から四六の五段階税率を、三三%をトップレートとして段階税率をとる。だから、あの財務省提案は単一税率でありましたのが、その辺がちよっと変わってきております。それから、投資税額控除制度は廃止する、加速減価償却制度はこれは廃止する。貸倒引当金は廃止する。そんなような内容でございます。

今回の税制改正は、まさに財務省がレーガン大統領に提出した税制改革案の基本的考え方が大宗において盛り込まれておる。今回の改正案の税収効果は、税制全体ではおおむね変化なく、歳入に對しては中立的なもの、したがって税収効果は個人所得税で七%ぐらゐな減税になるのではないかと、それから法人所得で九%ぐらゐな増税になるのではないかと、こういう感じでございます。

それからもう一つは、アメリカ政府が、連邦税制の大体九割が個人所得税と法人所得税でございますので、その大宗を占めるものに対して仕組みの変更を含む大胆な改革の方向を示したということとは、大変興味深く見ております。

国会でこれからどういふ議論になりますのか、その辺はまだ予見ができませんが、今後税制改正の議論が進む中で、今のところ興味を持っておりまして、言っておりますが、当然これらも参考として議論が進められていくのではないかと、いふうに見ておるところでございます。

できれば特徴ぐらゐを書いたものでも思いましたが、まだ出たばかりでございますので、部内の作業、勉強会、まだそこそこまではいっていないという状態でございます。

○鈴木一弘君 いわゆるレーガノミクスで、いろんな規制を緩和したり、いろんなことをしてきておりました。それが、あれだけの高金利でありながら物価が安定をしているという点にも出ております。確かに大きな債務国にはなっているけれども、逆にそのおかげで平癒しているというか経済が安定しているような感じが、既に日本も世界も、ああいう高金利をとらなければならぬような大変な債務国になっているアメリカの通貨、ドルを完全な基軸通貨として認識してしまつた、だからこれはもう絶対つぶれることはないという感じが、どうも思ふんですね。それがあのようなドル高にどんどん反映していくのだらうと思ふんです。

そういう点では、また今度やつたということは、レーガノミクスの成功に味をしめて、もつとも活力ある社会をということだと思ふんです。

この前、我が国の総理大臣の中曽根さんも、予算委員会に、税制の改正の方向のあり方の中に、活力ということを書いておりました。そういう点から考えると、多大に私は何か、どこをおとりにならうとしていらつしやるのかという点が考えられるわけですが、そういう点では、アメリカの今回の一つの案でございますが、それを大きな参考となさっていくような傾向というものがあのかないかだけでもいいからお伺いしたいと思ひます。

それと、民間活力活用の問題にそれをどう反映

させるお考えがあるか。これは大蔵大臣の腹の中の問題だと思ひますので、ぜひお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(竹下登君) 中曽根総理が公平、公正、簡素、選択とそこまでは言つておりましたが、参議院で質問に答えてそれに活力ということ、四つを五つにしたわけでございます。したがって、その活力ということが税の上でどういふ形で出てくるかというところは、これからの議論になりますけれども、確かに所得税でも刻みを三段階にするというふうなのは相当なものだと思います。三五ですから、我が方は最高税率七〇ですから、それはどだいそのとおりのまねができるようなものではないと思ひますけれども、そういう点は参考になるところだな。ただ法人税は、いわば特別措置を廃止しております。あの特別措置が非常な投資に結びつたけれども、もうやっぱ特別措置というのはそれなりの批判が出てまいりましたから、今度は廃止する。この間、サミットのときに向こうの財務長官、ペーカーさんと話をしましたときに、やはり国会とか各種団体とかのいろいろな圧力が出てくるだろう、これは残せとか。そうするとそういう場合は、仮に残す場合でも、それに見合うものでいわれる増減チャラといひますか、中立といひますか、そういう考え方で臨まざるを得ない、こういうようなことは言つておりました。だから、そういう特別措置が全部廃止されるということになるかどうかは、これからの推移でございますけれども、そういう場合にも、増減なしという形でいけば妥協していかなくやならぬ、そういうことをこれは個人的な話として私にも申し上げておりましたので、私も、この案そのものも、そしてこれからの審議の経過も大いに参考にはなるなというふうにしております。

それを民活にどう結びつけていくかということになります。これは今私に定かなる案がござい

ますというところまで勉強しております。まだ勉強中だということに尽きます。

○鈴木一弘君 この問題の最後ですが、特に所得

税を十四段階から三段階にした、この辺については大蔵省當局は興味があるような感じの新聞報道がなされている。また当然、税の徴収の問題そのほかのこと、作業のことから考えれば、段階を減らす方がいかに決まっていると思ふんですけれども、それは作業だけのことで、これがいくものなのか。そうなりますと、所得再配分という効果を重要視していくのか、それとも個人の働く意欲というものを引き出す方に力を入れていくのか、これは両方に議論は分かれるところでございます。

大変興味を持っていらつしやるというところは、それはいわゆる段階を整理していつて一人一人にやる気を起こさせる方向に所得税というものの向きを持っていきたいというお考えがあるのかというふうには私は思つたんですけれども、その点いかがでございますか。

○国務大臣(竹下登君) 明確に申し上げる段階ではございませんけれども、基本的に、自立自助というものが大切だという問題意識は持つております。したがって、五十九年度改正の際最高税率を七五から七〇というふうにしていただいたということもそういう一つの基本的な考え方があったことは事実であります。これから税調で御審議いただきますので余りこちらで予見めいたことを申し上げるわけにもまいらないのかという感じがございまして、従来から中曽根さんも公正、公平、簡素という言葉を使つておられますように、表現としては今鈴木さんがお使いなさいましたように、興味を持つてというところがきよ、この段階では限界かなという感じがございまして。

○鈴木一弘君 これはもうこの程度にいたしてお

きます。

次は、法案に入りたいと思ひます。開銀の問題等でございますが、政府系金融機関のあり方、これが今問われております。つまり、郵便貯金、簡易保険、年金、そういうことで集められた金、いわゆるその資金が資金運用部へ預託、それから資金運用部から、あるいはまた簡易保険か

ら政府系金融機関へという流れがあるわけでござい
ますが、預金金利の自由化ということがござい
ます。その進展は遠い将来に郵便貯金金利にもは
ね返ってくるでしょうし、さらに資金運用部の預
託金利も上昇せられるということから、政府系の
金融機関の資産は大分コストの高いものに今後
なっていくのではないかと、思うように思います
が、その点を御答弁いただきたいと思ひます。

○政府委員(宮本保孝君) まず、資金運用部資金
の原資の状況でございますけれども、これは郵貯
とか簡保とか年金とか、受動的な資金でございま
して、これらの資金などの動向はそのときどきの
経済、金融情勢を反映するものでございましてこ
ろから、運用部資金が今後どういふふうな状況に
なっていくのかという点については、なかなか確
たることは申し上げられないわけでございまして
が、ただ、一般的に申し上げますと、安定成長経済
への移行であるとか、あるいは個人可処分所得の
伸び率の鈍化であるとか、あるいは自由金利商品
など金融商品の多様化等を背景にいたしまして、
民間金融機関の預金はかつてのような増加が見ら
れなくなつてきておるわけでございまして、郵貯
や簡保等につきましても同様の環境に置かれてい
るというふうに思われるわけでございまして。

ところで、今御指摘の運用部資金の調達コスト
でございますけれども、これは預託金利がそれに
該当するわけでございまして。一般的には、金融が
自由化したとすると預貯金等の金利が上昇するの
ではないかというふうに考えられておるわけでござ
いまして、その限りにおきましては、全般的な
金利上昇圧力のもとで運用部資金の調達コストも
上がってくる可能性があるわけでございまして。

ただ、現在の状況は預貯金金利が規制されてい
る状況でございまして、一方で運用の方の長期の
利回りが自由化されたというふうな問題が
ありまして、その預金金利が自由化されるまでの
間でも既にいろいろな問題が発生しているわけで
ございまして。

預託金利と申しますのは、一方で年金積立者と

かあるいは郵貯の貯金者の利益を考えなくちゃい
けませんし、他方で政府関係金融機関の貸し付け
など公共サービスを受ける国民の利益、この双
方に配慮いたさなければいけないわけでございま
して、現在のところは、各種金利体系の中で、運用
金利であるところの長期プライムレートと、それ
からコストであるところの郵貯金利等の間の適正
な水準に決めておるわけでございまして、時
期的には預貯金利の改定の際に改定されてきた
わけでございまして。

ところで、先ほど申し上げましたように、国債
が大きな流通市場を形成し始めて、そこで国
債の値がつくというところになっておまして、結
局国債の金利の市場の実勢化が進んでおるわけで
ございまして。一方で現下の金融緩和の状況を背景
に長期金利が低下してきておるという状況がござ
いまして、一方で預託金利の方は、郵貯金利が改
定されないという事情も反映いたしまして、一応
そのままの水準で続いているというところでござ
います。このために、政府関係金融機関の貸出金利、
これは基準金利の七・五％に近々なる予定でござ
います。それと、運用部からの融通金利七・一％と
の利ざやが大変圧縮されてきているというふうな
状況がございまして。そのまま推移いたしますと、
政府関係金融機関等の補給金の増大というふうな
財政負担の増大につながるおそれがある。それか
らもう一つは、運用部自体が国債を大量に消化い
たしているわけでございまして、七・一％で預か
りまして、六月債には国債の金利が六・五％まで
下がるといふふうな状況でございまして、この
ままほつておきますと運用部自体の収支にも非常
に大きな影響を与えるということになるわけで
ございまして。

そんなこともございまして、やはりこの資
金運用部の預託金利につきましては、一面長期金
利の環境として考えるべき側面も有しておりま
すので、とりあえず預貯金利が自由化されるま
での間の当面のあり方につきまして、厚生、郵政両
省とも相談いたしながら検討し、解決策を見出し

ていきたい、こう考えております。
○鈴木一弘君 模範答案のような答弁でございま
すが、わかりました。

最近、企業経営者の方々から、政府系の金融機
関から資金を借りるよりも民間の金融機関から借
りた方が金利が安くてよい、そういうような声を
時々聞いております。また逆に、増資、資本をふや
してそして資金を調達した方がコストが低くてよ
い、こういうふうなことも言われている。

日本の経済とか金融資本市場、こういうものが
現在ほとんどどんどん大きく変わつてきている。
これはもう、すべての金融関係の垣根がなくなつ
てきているということの一端からもわかるわけで
ございまして、そういう点では、今まで日本経済
を引っ張つて、そして金融資本の市場をつくる
のにも役に立ってきたという経緯がございまして政
府系金融機関、その中にはいろいろな政策的目的で
つくられたものもございまして。その政策的目的が
ほぼ達成されてきたものとか、あるいはそのうち
の半分はもうその使命が終わつたとか、そういう
ようなものがあるのではないかと、思うように思
うんですが、その点はどうお考えでございませう
か。

○国務大臣(竹下登君) いわゆる政府系金融機
関、これは確かに、おっしゃいますように、特定の
政策目的を実現するため、市場原理に基づく民間
金融のみでは適切に対応することが困難な分野に
資金を供給することを目的としておるわけであり
ます。だから一番最初にできたのは終戦後は
復興金融金庫、あれは、物の本を讀んでみますと、
あの当時のいわゆる経済政策と申しますか財政政
策の目玉だった、終戦直後のことでございまして
から、四〇年代後半における我が国の目玉の一つだ、
こんなような感じでございます。それがだんだ
ん質的に変化をしてきて今日に至つておると思
います。今おっしゃつたような議論は確かにござ
います。それは、今あれだけの大きな輸出のシェア
を持つております自動車なんかでも、その部品工
業なんというのは国際競争力をつけるための体

制金融なんというのを開発銀行でやつたりして
りましたが、力の方が先について、あるいは繰り
上げて償還したいというふうなところも出てきた
り、確かにそういう質的な変化が来ております。
したがって、やっぱりそういうことで住宅あるいは
は農林漁業、中小企業、そうした分野に私はなお
民間を補完すべき分野が残つておるというふう
に考えております。

それと同時に、開銀を例にとつてみますと、総
合的政策金融機関として当時から変化してきたの
は、エネルギー政策それから今度は環境整備それ
から創造的技術開発、高度情報化の促進、そして
また最近の民間活力によります社会資本の整備、
そういうふうな質的な変化をもたらしております
で、それに対応していくという必要からして、そ
の必要性は私は十分今日存在しておる。輸銀につ
きましては、これは申すまでもございせん、い
わば対外経済政策に係る専門的政策金融機関。し
かしこれもいろいろ変わつてきております。いわ
ゆる重要資源の確保とか海外直接投資の支援か
ら、今度は輸入の促進とか先進諸国との産業協力、
それから債務累積問題に対する対応というふう
に、質的な変化をもたらしてきております。した
がつて不断の見直しを絶えず行つていくべき性格
のものでございまして。

それでその中でも、考えてみますと、役割を終
つたという表現は当たりませんものの、臨調で
もいろいろ議論がございまして、医療金融公庫は
本年一月一日をもって社会福祉事業振興会との統
合ということが行われました。それから北東公庫
も指摘されたことがございまして、これはやっぱ
り要するにまさに北東の地域金融として役割が終
つたとは言えないのじゃないかなという感じが
今日見えておるわけであります。
したがって、今後とも絶えざる見直しを行
いながらその政策を、それは本当に外貨獲得のた
めなんというのは全くななくなつておるわけでござ
いますから、そういう変化に対して対応するとい
う絶えざる見直しというものは続けていく課題だ

貸付金利のことで伺いたいんです。

（政府委員（吉田正輝君）） 融資条件でございます

鈴木一弘君 現在の長期プライムレート、これ

第五部 大藏委員會會議錄第十四号 昭和六十六

○政府委員(吉田正輝君) 先ほど若干委員からも

そういう点も認識いたしまして、量的補完だけ

○鈴木一弘君 民間金融機関の貸出金利の決定と

五月二十日【參義完】

○鈴木一弘君 五十九年度の融資事業の中で

○参考人(吉瀬維哉君) 五十九年度の実績でござ

○鈴木一弘君 資金運用部から開銀が借りる金利

ます。ですから、場合によるとこれは経営が悪化

○参考人(吉瀬維哉君) 御指摘のとおりに、私と

当初から資本金二千三百四十億円ございます

5

干酷かもしれないけれども、やはり全体の中で私は見直しを考えた方がいいと思つたんです。というのは、開発銀行だけじゃなくて、さつき大蔵大臣も話がありました北海道東北開発公庫ですね、環境公庫もございませう。こういうものは当初の設立目的は果たしたのではないかと。特に行政、臨調からの指摘もございませう、統廃合の音が非常に高いということから見ると、これは行政改革の面から見ても、この辺はもう断をばつて下すべきときが来ているんじゃないかと思うんですけれども、大臣いかがでございませう。

○国務大臣(竹下登君) 先ほど申しましたように、医療金融公庫、これを一つ統合した。臨調で指摘されておりますのは、今鈴木さんのおっしゃつたようなのが指摘されておるわけでありませうが、環境公庫につきましても、これは四十二年でございませう、私は設立の当時国会対策とかどこかにありまして記憶をいたしておりますけれども、いろいろ議論がありましたが、出発したらそれなりの機能の仕方を今日としてはきているというふうに見ておりますので、いきなり統廃合という状態に今日置かれておるとは言えない。

それから、北海道東北公庫というのは開発銀行の地域開発枠の中で処置できるじゃないかという議論もしたことはございませうが、やはりまさに地域開発そのものという感じがしております。地域の開発と、それから地域の住民感情というものも非常にこれは現実存在しておることは事実でございませうので、これについてもやっぱり地域開発としての使命は今日存在しておる。

しかし大筋として、おっしゃいますように、医療金融公庫を一つやりました、これからも行政改革の観点から、そして経済社会の推移の中で、いつでもそういう姿勢は持ち続けて対応していきやいかぬ問題だという問題意識だけは持つておるつもりでございませう。

○鈴木一弘君 はつきり申し上げると、窓口はあるけれどもお金を借りるときの手続一切は国金に行かなきゃできないというような公庫は、これは

考えなきやいけないですね、どこで審査をしているかということになってくるわけですから。現場へ行くときそういう声が我々にはあるということ念頭に置いておいていただきたいと思います。

それから、次は輪銀に移ります。今度の改正の理由はよくわかりました。輪銀から直接外国法人に融資ができるようにする。民間金融機関が海外直接貸し付けを行う場合も債務を保証する、こういうふうになってきたわけですね。これは今まで五十八、五十九年度輪銀に対して、外国法人から融資の申し出というのは相当あったんでしようか、してもらえたらいいとか。それから、本年度はどのぐらいの貸し付けの見通しを立てていらっしゃるんでしょうか。

○参考人(大倉真隆君) 今回改正をお願いしております日現地法人に対する直接貸し付けでございませうが、これは現実具体的にたいた大きな資金需要がそういうタイプで出てきておるというのではございませう。私もがこういう改正をお願いしておりますのは、これから先のことで、こういうことが法的にできるようにしておいていただきたいというお願いをしているわけでございます。

具体的にどういうことを考えておるか申しますと、それぞれの国によりまして事情が違いますので、それけれども、日本の企業が海外に進出して現地と合併会社をつくってからの時間が増えたと、子会社として出てきております。そうしますと、子会社として出てきてまいります。子会社として出てまいりましたときに、自分の資金を親から借りないで自分で調達したいという状況にだんだんなつてまいります。これはある意味でまことに望ましいことだと私も思うわけでございますが、その場合に、現地サイドの資金は、その現地法人の現地サイドで調達できる。しかし日本サイドの資金はどうも親からしか借りられないという状況は、必ずしも望ましくありません。そういう状況が育つてくれば、やはり日本サイド、日本側が負担すべき資金を現地法人が自分で調達できる、

つまり直接調達できるということを考えておいてやるべきではなからうかという、そういう趣旨でございませう。

したがって、今後どれくらい確定的に資金が出ていくであろうかということもなかなか予測がいたしにくい。と申しますか、少なくとも当面は、従来からやっておりますように、親会社を通じて私どもが資金を提供するということがやはり業務の主体にならうかと思っております。あくまでも、具体的にそういうものが出てきたときに、法律的にできないから親から借りてくれと言わないうで済むようにしておきたい、そういう趣旨のお願いでございませう。

○鈴木一弘君 保証の問題も、今までは協調融資のときだけということだったんですが、今度は海外直接貸し付けした件についての債務保証もやるということになつてきたわけでございますが、具体的内容とか、保証料はどのぐらいになるような感じなんですか。

○参考人(大倉真隆君) 保証料は、現在まで協同行に対する保証というのは法的にできませんし、実績もございませう。今までのところ大体〇・三%が軸になつておる、こう理解いただいてよろしいかと思ひます。

今回改正法でお願いいたしております新しい保証業務につきましても、一応今のところ〇・三%程度を軸に考えておりますけれども、これは、具体的に保証してほしいという案件が出てまいります都度、相手側がどの国であるのか、その信用状態をどう判断するか、また、そういう国に対するエクスポージャーについてはほかの国の保証機関がどうやっておるか、また、民間金融機関が自分でお金を保証することもございませうから、民間金融機関としてはそういう保証はどれくらい自分では取つておるかというのをいろいろ考えながら、申し上げたように〇・三%を軸として決定いたしてまいりたい、そういうふうに思つております。

なお、保証はどういうときを予想しておるかというお尋ねが前段にございませう。今私の頭の中にございませうのは、やはり債務累積国に対しての民間金融機関の追加的信用供与がどうしても日本として国際協調の枠組みの中で必要であると判断されておる、しかも私も保証するということを通じてそれが初めて可能になるというふうなケースを念頭に置きました。今回の改正をお願いしております、その御理解いただきたいと思います。

○鈴木一弘君 海外投資の拡大、私今言われたような現状はよくわかるんですが、それはそれだけリスクを伴うものになつてくるわけですね。そうでなくても、発展途上国の累積債務、この激増に伴つてリスク・ジュールの問題が次から次へと實際起きているわけですね。これが一体どういうふうになるのか、これは輪銀の方の見通しというが、全体の見通しとして、累積債務問題の動きというのはどうなつていくんだらうという予測をお立てになつていらっしゃるのか、お伺いをしたいんです。

○参考人(大倉真隆君) 累積債務問題というのは大変広がりが広がって深刻な問題でございませうけれども、御承知のように、当面金額的に大きな金額になつておりますのは、中南米の三カ国、それと東南アジアの一方国でございませう。ほかにも国としてはたくさんございませう。御承知のように、そのうち中米の国につきましても、民間ベースでも、それから公的債務に關しますいわゆるパリ・クラブのベースでも、いわゆる多年度リスケジュールというものができ上がつてまいりました。一応今後十数年間の対外債務支払いにつきまして、その支払いを平準化し、かつ期間をある程度長くするという措置ができました。一つの大きな危機を乗り越えたということは申せると思ひます。

ただし、これはあくまでもいわば危機を、時間を延ばして先延ばししたわけではございませう、問題が基本的に解決したわけではございませう。やはり基本的にこの問題を時間をかけて解決するためには、何と申しましても、債務国自身が自分で

海外債務支払い能力をこの与えられた余裕期間の間に付けていかないといいません。もっと端的に申せば、それぞれの国が自分の産品を競争力を持つもので外に売れるものという力をつけていってやらなくてはなりません。そのためには、単に今あります債務をそやうやって時間をかけて返せばよろしいと言つてあげるだけでなく、その余裕期間の間にその国に、今申し上げたような競争力をつけてやる、あくまでも債務国自身の努力が軸でございまして、けれども、国際的に協調してこれを助けていってやらなくてはいかぬ、そういうふうには思ひます。

非常に時間がかかる。しかもその間、今までの借金が何とか時間をかけてでも返つてくればいいやという以上の問題がある。それぞれの国を助けていってやらないと片づかない。しかも、それを片づくようにみんながしていかないと世界経済全体が縮小均衡に陥つてしまふ。そういう性質の問題だといふふうには私は理解しております。

○鈴木一弘君 したがって、これから輸銀が活躍していく場合、海外投資事業分野の拡大、これは当然なことだと思ひます。しかし、リスクがゼロではありせん。大変にあるところだと思ひます。それだけ債務の管理とか調査とか、そういう点は今まで以上にしなきゃならなくなるだろうといふふうに思ふんですが、現在、駐在事務所は世界十五カ所ぐらいですが、これを強化していくなんていうことはお考えになつてゐるのかどうかです。

○参考人(大倉真隆君) 先ほど申し上げました例として大きな塊を持つ四つの国には、実は現在いづれも駐在事務所は既にございまして、その事務量は大変にふえてきておりました。私も全体、非常に限られた人数で仕事をしておりますのでなかなか大変でございまして、大臣にも嘆きを聞いていただきたのですが、なかなか大変でございまして、しかし、全体としてその人数をふやせるような環境でもございせん。できるだけ与えられた人数の中で何とか仕事をこなしてまいりたい。な

お、今回の六十年年度予算につきましても、非常に厳しい環境の中でございまして、定員削減を行いました反面、債務累積問題の処理のためにつきましては若干の増員をお認めいただきまして、何とかこれで当面する難問の処理に当たつてまいりたいと思つております。

○鈴木一弘君 もし支払い停止なんていうことを宣言する国が起るとこれはえらいことになるわけでございますから、そういう点でも調査の点は本気になつて考えていただかなきゃならないと思ふんです。

それから、話は一転いたしますが、今度は輸入問題でございまして、今回のこの改正で輸入拡大の効果が期待できるものなんでしょうか。

○参考人(大倉真隆君) 一昨年の秋に、従来私どもの輸入金融というのには御承知のとおり資源開発輸入を専ら扱つてまいりましたのですが、製品輸入についても輸銀が融資できるということをお認めいただきまして、事業を開始いたしました。ところが、残念ながらそれ以後最近までの実績は極めて微々たるものでございまして。これは私ども一生懸命、こういう業務を始めましたということをいろいろと説明会その他を通じていゝゆるPRもいたしましたのでございまして、やはり実際に輸入を扱つておられる方のお話を聞きますと、そのときに決められました制度及び金利ではちよつと魅力がない、それくらい金利なら民間で幾らでも借りられますといふことが一つございまして。

民間で借りて輸入できればそれはそれでいいわけでございますから、実績はないけれども思ひながら推移してまいりましたが、ことしになりまして、さらに一段とこれを強化しようといふことで、御承知のとおり、従来七・二から七・五五といふ適用金利でやれと言われておりましたものを、七・一を基準とする、特定の摩擦品目に関しては六・八を適用してもよろしいといふふうに、新たな適用金利をお認めいただきましたので、これを機会にこの制度が一層活発に動かないものかと思つて、現在鋭意関係企業との接触を続けており

ます。関係企業の方も、御承知のように通産省から、具体的に対策本部をつくつて、具体的にどういふ物が買えるのかやつてくれといふことで動きが始まつておりますので、私としては、今後ともこの制度を利用して、かなり目立つて、なるほどそういう物を日本は政府機関の金まで使つて輸入しているのかといふことがほかの国にわかつてもらえるような、そういう結果が出てくればいいがなといふことを心から期待いたしております。

なお、とりあえずの枠としては、今年度では三百億円を枠として用意いたしておりますが、この枠は極めて機動的に運用できるように考えております。

○鈴木一弘君 機動的に運用できるように考えているのはいいんですが、七・一に下げ、あるいは貿易摩擦品目については六・八に下げても、成果がこれは疑問視されるものが多いわけですね。現在までのところずっと、五十八年ですか、十一月八日に出された総合経済対策で打ち出されてからやつてきても、輸入拡大という方にこの資金が使われたといふふうなところがそう意識できないわけですね。ほんのわずかしが実績からいふとありませぬ。こういう点が大変疑問なんです。

それから、例えば韓国等が日本から輸入超過である、こつち言うけれども、韓国が輸出する物がふえる場合に、日本から大量にエンジンを輸入しなければ輸出できないなんという品物がある。韓国の輸出がふえるためには日本からの輸入をふやさなければ動けない。そういういろんなものが絡み合つていまして、そんなに簡単に私は、製品輸入といふけれども製品輸出を向こうがしてくれといふのもこれはあるわけでございますので、大変簡単にはいかないだらうと思ふんです。

今、用意はしている、考へてゐる、心配はありませんと。それは準備の方はいいけれども、お客さんがないといふことになりかねないのじゃないかと私は心配をしております。これは輸入問題といふことでございまして、大蔵大臣、実際問題

を見てみると、そういう問題が多いわけなんです。実際、輸入したいけれどもいい品物がない。また、その国との貿易の不均衡を直すためにその国が輸出ドライブをかけるのに、日本から品物を輸入していつてそれをくつつけなければ動かない、輸出できないといふような物が多いといふことでは、これはもう切りがないわけでございます。いかがお考えでしょうか。

○国務大臣(竹下登君) 輸入奨励というのは非常に難しいから、そこでわかりやすいのは、一人こだけだけ買つてくださいといふのが一番わかりやすい。こつちの論理も成り立つわけでございますが、それは今韓国の例をお引きになつておりましたが、私も、日韓関係のそういう経済関係の話をいたしましたにその思いを深くいたします。あそここの輸出がふえる場合には、その機械でございましてとか、あるいは半製品でございましてとか、それはみんなまた日本から輸入して製品をまた輸出している、それで結果としてすべて日本の産業を益しておる結果になる。こつちの議論がいつも行われるわけでございますので、単純に輸入を奨励するといふのは、確かに言うはやすく問題は非常に多いと思ひます。

また、ちよつとけきインドネシアの経済大臣がお見えになりまして、お会いして、したがつてこちらへ二分ぐらいおくれたのでございましてけれども、話してみますと、それはやっぱりラワン材の原木を売るよりは、付加価値をつけて合板そのものにして出したいた。それは開発途上国の近代国家形成の手順としては当然の道でございまして。しかし、また、その一方を見ますと、その合板の機械はまたこれ全部日本から買つておるといふような問題が出てまいりましてございまして、その辺はやっぱりニューラウンドなんて言つてゐるのも一つの考え方でございます。そういうことはあり得ることであつて、グローバルな中でそれは均てんすべきものであるといふ考え方に世界全体がなつていかなきゃならぬといふ課題もあらうかといふふうに思つております。

だから、輸入金融というのは非常に私はシンボリックなものとしてはそれなりの印象を与えたであらう。しかしこれが実効を生むには、やはりいろいろな障害、それらを絶えず除去しながらこれから工夫して進められていくことではないかなというふうに考えております。

○鈴木一弘君　今シンボリックという話がありましたけれども、確かに中曽根総理がデパートで買い物をなさった、アメリカの製品はほとんどお買いにならなかったようでありますけれども、これなんかは向こうの新聞には大きく出ていますね。だから、そういう政治的な効果があると思うんです。経済的な措置よりも政治的な措置というか効果というか、そういうものにこれからウエートを日本はかけないといけないところへ来ているんじゃないかとそのときは感じさせられたわけです。

だから、確かに機械なんか入れようといつても、精密な機械となればスイスであるとか北欧からでなきゃなりません。すると、アメリカから買う物を本当に考えていくと、スペースシャトルですか、あれでも買う以外にないだろう。衛星なんて、そんな金額は知れたものでございます。そういう点を見ると、これは日本が一番おくらているソフトの関係といえますか、そういうった関係からいけばやはりあのような航空工学関係の物しかなくなっちゃうんだらうというような感じがしているんですが、その点は真剣に政府は買入れの問題について討議なさったことがあるかどうかわかりませんけれども、もしあればどうだったのか、なかったとすれば大臣はどうお考えなのか、ちよつと伺いたいと思います。

○国務大臣(竹下登君) 対外経済閣僚会議、それのみでなく相談しておりますのは、買ひ物が何があるかといふと、おっしゃるいわば衛星というようなのが一番シンボリックに出てくる問題でございます。ところがこれについては、これから先は私の知識の限界を超えますけれども、何かいわば規格みたいなものがあつて、一つの基準を出

せばもう競争がなく決定的にその社へ行くとかい
うような品物もあるようでございまして、その辺
可及的速やかにこの問題だけは郵政省で結論を出
そうということで、恐らく今鋭意その準備を進め
ておられるというふうに思っています。

確かに、おっしゃいますように、これはたびたび

び会いますから幾らかかみしを着ない話に、サミットでもお互いの大蔵大臣会議でそういう方向へ話が進んでいきますと、本当におまえさんのところからは買う物はないじやないか、安くて長持ちしていい物は皆うちの方でつくるものだから、というような話になりがちでございしますが、ただその議論を通じながら感じますことは、とにかくにも入れるというオープンマーケット、それが欲しい。入れてみてもそこで結果として売れなかったとすれば、これはフェアな競争で負けたんだから仕方がない、そのところの考え方です。

我々は、消費者が何のトラブルもなく使っていただけならば、やっぱりJISだのJASだのをつくりまします。ところがそれは、消費者側で入れてみて役に立たないからと結果として売れなけりゃいいんだが、そういうJISだのJASだのというのが自分たちにとつては非関税障壁と受けとめられる、こういう印象が強いということを私も感じてまいりました。いずれにせよ、ASEAN閣僚会議が六月末、それから七月アクションプログラムを出す、こう言っておりますので、そういうのを総合的に議論して詰めていかなきゃならぬ課題ではなからうか。それから、医療機器の話なんかがありましたときに、私何ほ説明を聞いてもわからない問題もありましたし、そういう点のもっと相互理解を深めていけば、フェアであるという印象さえ与えれば、私はそれから先はやっぱり市場原理というものが働いていくというのは相手もわかってもらえるのじゃないかな、こういう気持ちでございます。

○鈴木一弘君　よくわかりました。

次は、登記の特別会計の問題で伺いたいんです。登記所の現況、これはよくわかっております。

とにかく、窓口サービスではワーストワンと言われるほどひどいということもありますし、いわゆる地産師が働いて、いつの間にか自分の土地が人のものになったりしてしまって売買をされたというようなこともございます。こういう点から事務処理改善の必要性もわかるし、そういう点では特

別会計をしなければならぬだろうということも見当はついているのですが、この歳入を登記印紙収入と一般会計からの受け入れ、こうしたことの理由ですね、一般会計からの受け入れ分が三百七億円、その積算の根拠、次年度以降はどういうふうになるのか、増額を考えているかどうか。それから、権利の移転等のいわゆる甲号事件では手数料を徴収していないけれども、登録免許税の中には手数料に当たるものが含まれているのじゃないか、その部分を繰り入れるべきではないか。

もう一つは、謄本、抄本、こういう請求がある乙号事件でございますが、この乙号事件の件数が大変ふえてきておりますが、六十年度の予測はどのぐらいになっていくのか。こういうことから、当然乙号事件のうちの謄抄本の請求事件と聞覧、証明の請求事件、これが収入があるわけでございますが、それについての比率を知りたいと思ひます。

○政府委員(保田博君) 質問が多岐にわたりますので、適宜リレー式で答弁させていただきますと思ひます。

一般会計からの新しい登記特別会計への繰入金三百七億円の積算内訳という点につきまして、私の方から御答弁させていただきます。

御承知のように、登記特別会計で処理をさせていただきますたいと考えております登記事務は、いわゆる甲号事件と乙号事件がございますが、この事務はその性格上一体として運営されておるものでございますので、この登記特別会計を設置する方法を検討する際にも、これは一体として新しい特別会計で処理するということになしたわけでございます。

そこで、今回の特別会計設置の非常に大きなねらいは、登記の閲覧事務、乙号事務ですね、特に激増しております乙号事務をコンピュータ化したしまして合理化する、それに伴いまして必要となる経費は、受益者負担の考え方から利用者よりこれを徴収するということで財源を確保する。した

がいまして、手数料収入は主として乙号事件に対応する、こういうことになっております。冒頭申しましたように、甲号事件と乙号事件を一体として新しい特別会計で処理しますので、その経費は当然甲号並びに乙号に要する経費である。そのうち乙号に見合う経費は手数料として徴収をするということでございますので、特別会計の歳出規模から手数料収入を差引いたものが一般会計からの繰入額になる。それが三百七億円ということになるわけであります。したがってこの三百七億円は、結果的には甲号事務に見合う一般

會計からの繰り入れである、こういうふうには御理解をいただきたいと思うわけであります。

○政府委員(角谷正彦君) 登録免許税の中にいわゆる手数料が含まれているのではないかと御質問でございます。

御承知のように、手数料というのは行政サービスに對しますところのいわば実費弁償的な対価でございます。それに対して、登録免許税といえますものは、財産権の創設、移転、あるいは人的資格の取得とか事業の開始等につきまして登記、登録あるいは免許を行います場合に受ける利益に着目いたしまして租税として負担を求めるところでございますので、実費支弁を弁償いたしますところの手数料とは本質的に異なるわけでございます。したがって、一般的に登録免許税の中に手数料分は含まれていないというふうに理解されるのではないかと御質問に思います。

今の御質問の趣旨は、乙号事務につきましては手数料を取っておられるけれども甲号事務については手数料を取っていないじゃないかというふうなことから御疑問かと思えますけれども、この点につきましては、昭和四十二年度におきまして登録

免許税法を全面改正いたしました際に、同一人から同時に国が実費弁償であるところの手数料負担を求めるということは適当じゃないという考え方のもとに、原則として、登録免許税を課税することとしたものにつきましての手数料は、特に調査等に多額の実費を要するものを除きまして、これを廃止するというところとした経緯がございます。

また、弁護士とか公認会計士とかあるいは税理士とか、そういったものの登録に際しましては、登録免許税のほかにその所属団体が登録手数料を取っておるわけでございますけれども、その所属団体が登録手数料を取る場合におきましても、特にその登録免許税の税額を軽減するというようなことは行っておりません。

こういった経緯から言いますと、登録免許税の中には手数料が含まれていない。したがって、理論的には当たらないのじゃないかというふうに考えております。

○政府委員(稲葉威雄君) 六十年度の乙号事件の件数は、大体総数で四億四千万ぐらいでございます。その比率は、謄抄本が五割五分ぐらい、それから閲覧が四割ぐらい、あと若干証明がある、こういうようなことになっております。

手数料収入が大体二百五十億円ぐらいということでございます。これにつきましては大体この七月に特別会計発足と同時に若干の手数料の改定をさせていただこうと思っておりますが、その増収寄与分が大体六十億円ぐらいあるということとで、九月分分でございますが、ほぼ昨年度の手数料収入に見合う二百五十億円という収入があるのではないかと考えております。

○鈴木一弘君 登記印紙収入の伸びの予測でございますけれども、登記所のコンピュータ化にこれから十五年かかる、その財源はいわゆる受益者負担である、こういうことになるわけでございしますが、そうすると五年後及び十年後という特別会計の規模予測、これがないと、これははつきり申

し上げて国民が納得しにくいものがございます。その五年後、十年後の特別会計の規模の予測と、その中における一般会計からの受け入れと、登記印紙収入との比率をひとつ伺いたいんです。

○政府委員(稲葉威雄君) 手数料収入の見込みにつきましては、これは金額と申しますか手数料額と件数との相乗ということになるわけでございします。そして、それを算定、特に手数料額を算定しますには、その事務に要します実費というものを根拠にしてこれは算定するわけでございまして、五年、十年後ということになりますと、その時点における件数というものは必ずしも確定し得ないわけでございします。

今までの傾向でございまして、最近でも年率五%の伸びを示しているわけでございしますけれども、この伸びが必ずしも続くかどうかというのは予測がつかないということと、それからこの実費の算定の中にはコンピュータ化の費用というものも入るわけでございしますが、その費用の算定が将来の技術革新等を考慮してまいりますと、必ずしもはつきりとした金額を出すことができないわけでございします。そういう点から、国民の負担という面も考えましてそれほど多額の手数料額にはならないということを前提にして、そしてコンピュータ化の計画のテンポ等も調整していくということも考えますと、その金額を的確に幾らぐらいになるかということも予測するということは、非常に難しいということをお願いいたしたいと思っております。

○鈴木一弘君 時間がありませんからあれですが、確かに私も何回も見ていますからわかりますが、あんなにひどい登記所の込み方は話になりません。しかも供託金を預かることも何億という金が一週に動いているところがありますし、あれがあんなふうにならないうちやちやして、謄本をちよつとごまかされて持っていかれてもわからない、抜き取りされても見当がつかないなんというものがたびたび起こるほど込んでいますから、コンピュータ化はこれは仕方ないことで

ありますけれども、今回の法律というのはコンピュータ化ということをやするための根拠法、いわゆる電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律というのがありますけれども、それがこの特別会計創設のための根拠法になってきたのかどうか、この点ひとつ伺いたいんです。

○政府委員(稲葉威雄君) コンピュータ化というのはこの登記特別会計創設の機縁であることは間違いないわけでありまして、それは受益者負担ということを徹底するためにそういうシステムをとるということでございします。基本的にはそういうことでございまして、そういう意味で機縁になったということでは非常に密接な関係があるわけでございしますけれども、必ずしも論理的に円滑化措置法がないと登記特別会計が創設できないというふうな意味での根拠法ではあり得ないというふうに考えております。

○鈴木一弘君 実際、古い帳簿を全部つくり直したり、構造をやり直さなければならぬところへ入っております。沖縄等へ行くとき、いわゆる琉球政府のときに建てた建物のために、湿気が強くてこのままだと保存がどうだろうというように感じられるところもある。そうかと思えば、古い昔の裁判所のままだような感じの登記所もあって、何か統廃合もきつとしないか、改築をしないかというところが考えられるし、改築をしないかというものがうんと考えられるわけですが、この点の構想をちよつと法務省から聞いておきたいと思っております。

○政府委員(稲葉威雄君) 行政の事務の合理化という見地から申しますと、登記所が非常に分散して存在しているということは適当ではないということとでございまして、できるだけ統廃合したいということはあるわけでございしますけれども、一方、住民の利便と申しますか、そういう見地から申しますと、離れたところへ登記所が移るということについては抵抗もあるというふうなことでございします。そういうことを、与えられた条件を考え合

わせながら、できるだけ行政の合理化というものが推進できるような方向で考えてまいりたいというふうに思っております。

○近藤忠孝君 これは三月二十八日の当委員会における租税特別措置法の審議の際のことでありまして、ニューメディア事業を推進する企業に対して利子補給や信用保証を行う財団法人を設立して基金をつくる場合に、その基金に対する企業の支出金を損金算入とする租税特別措置は、結局大企業優遇ではないか。私は、具体的に横浜みなとみらい21の例を出しまして、その中心になっていう三つのための減税措置ということになってしまいうじゃないか、こう指摘をしたんですが、それに対して主税局長は、これは政策的な観点の相違だからこれ以上言うことはない。それから竹下さんは、私のこの指摘を、それは現実的な論理ではない。高度な技術を持つているものの集合体によってそれをやった方が、公的機関においてやるよりもみなとみらい21のためにいいという大局的な判断、そのところは見解の相違だという答弁だったわけでありまして。

しかし私は、これは抽象的な議論じゃないと思うんです。特に今議論しております本法案、新たに開銀融資の対象となるみなとみらい21の事業について、私は具体的な事実に基づいて、三菱がどれほど利益を上げるか、これを指摘したいと思っております。

そうしますと、前回議論した特別措置による減免措置も結局それを促進助長することになる。その減税に加え今度は公的資金の提供、まさにいろいろ出てくるんです。こういうことで特定の大企業が独占的に莫大な利益を上げるということになるんですが、竹下さんが言った見解の相違というのは、そういうことに賛成、促進するの、あるいはそれに対して疑問を提起し、チェックし、反対するの、私はそれが見解の相違ということとの問題になるんじゃないか。特に今回新たに公的資金が出資または融資されるという、そうなることとまさに具体的問題だと思っております。

竹下さんの言う見解の相違ということをおのうに理解し議論を進めていきたいと思うのですが、まず最初に、そんなことでよろしいのかということをお伺いしたいと思います。

○国務大臣(竹下登君) 見解の相違というのは、確かに、一つの問題についての双方の見解が違ふということでございますので、それをどういふうに理解するかというのはそれぞれの自由じやないかと思ひます。

○近藤忠孝君 具体的に事実を出しますので、議論をした後、国民の審判にお任せをしたいと思います。

その前提として、まず国土庁、みなとみらい21事業の概要、たくさんありますけれども、特に、事前に通告しておいたように、本件との関連で、その要点を簡潔にお述べいただきたいと思ひます。時間がないので簡単にね。

○説明員(荒木寛君) みなとみらい21の事業概要について申し上げます。

これは、横浜地区と関内・伊勢佐木町地区を結ぶ都心臨海部を整備しまして、業務を初めとして商業、文化等の多様な都市機能の導入を進めようとするものでございます。さらに都市と融合した幅広い港湾機能を拡充して、横浜市の都心部の拡大強化を図りまして、大都市圏における業務核都市といたしまして、横浜市を魅力ある国際文化都市にしようとするものであります。

計画区域は、先ほど申しました都心臨海部で百八十六ヘクタールでございます。計画フレームといたしましては、計画人口、就業人口といたしまして十九万、居住人口といたしまして一万、土地利用計画といたしましては、先ほど申し上げましたとおり百八十六ヘクタールでございます。事業期間といたしましてはおおむね七十五年度を完成目標年次として設定しているわけでございます。

以上でございます。

○近藤忠孝君 次は開銀総裁にお伺いしますけれども、この事業に対して開銀の出資、融資がなされる。これは新しくふえる分野ですね。それで、ど

ういう団体に對し、またどのような事業、これが出資あるいは融資の対象となるのか、まずお伺いいたしたいと思います。

○参考人(吉瀬維哉君) 開発銀行といたしましては、横浜のみならずみらい計画は、残されました東京周辺の大きな開発事業でございますので、特にその中核となるいろいろな施設につきまして出融資を予定したいと思ひます。基盤的な施設でございますので、第三セクター等が行う事業を予定しております。それからあるのは地域冷暖房、熱供給、こういう種類の事業につきましてもある程度出融資を行いたいと思ひます。基盤施設というものはどういふものかといひますと、余り収益性に当初はつながらないが当該地域の開発を誘導するために必要な施設というようなことで、例えば人工地盤の造成とか、あるいはよく言われている動く歩道というようなこととか、あるいは国際的な展示場ができればそういうものとか、あるいは国際会議施設とか、そういう種類のものを予定しております。

○近藤忠孝君 それから建設省に質問しますが、この事業に関連して幾つもの公共事業があると思ひます。そのうち補助金対象となる事業、これは項目だけでも結構です、列挙していただきたいと思ひます。建設省は来いていない、ああそうですか。何か今こちらへ向かっておると私の質問時間が終わっちゃうので、しょうがないんで進めますが、大臣、相当たくさんあるんですよ。まあしょうがない、これは。

次に、こういうこととあわせて、開銀としてはこれ新しく融資あるいは出資の対象とすることですが、この拡大する理由は何かでしょうか。

○参考人(吉瀬維哉君) 先ほど御答弁いたしましたとおり、開発銀行といたしましては、息の長い施策としての都市開発、再開発につきましましてはある程度重点を置いてまいりたいと思ひております。そういう点で、横浜のみならずみらい地区はそういう種類の事業に對しまして適地である、こ

いうぐあいのことを考えています。さらに開発銀行が出融資するのは、これも先ほど御答弁申し上げましたけれども、基盤的な施設で、これによりまして民間の設備投資が誘発されるようなもの、公共的色彩を有するようなもの、あるいはそういう性格上当初は低採算であると思ひますので、そういう点は政府機関たる開銀が名のりを上げるには適当な事業じやなからうか、こう考えております。

○近藤忠孝君 これは新しく埋め立てする部分と同時に、既存の土地があります。この既存の土地百十ヘクタールの地権者とそれぞれの所有面積がどうなっているか、これを答弁いただきたいと思ひます。これは自治省か建設省か。建設省だとちよつと困っちゃうんだ。自治省ですか。どうちよつと困っちゃうんだ。これはわかっているんですわ、中身が言えないということ。しょうがない、私の方でこれから中身を言いますよ。

百十ヘクタールの内訳は、国が三十、国鉄三十、三菱地所二十、横浜市十四、住宅・都市整備公団四、三菱重工業三、首都高速道路公団一、その他八、合計百十になると思ひます。

私が言うだけじゃこれ信用されない可能性があるんで、住宅・都市整備公団の理事さんが見えておると思ひますが、そこで現在区画整理事業を実施している三十五・一ヘクタールについての地権者とその面積、これを挙げていただけますか。

○参考人(救仁郷君) 現在区画整理をやっております三十五・一ヘクタールでございますが、私も公団が四・四ヘクタール、国鉄さんが四・二ヘクタール、横浜市さんが、これは横浜市の土地開発公社を含めてでございますが五・六ヘクタール、それから首都高速道路公団が一・五ヘクタール、それから三菱地所が十六・二ヘクタール、三菱重工業が三・一ヘクタール、その他〇・二ヘクタールということになっております。

○近藤忠孝君 現在住都公団が区画整理しているところは、ほぼこれからの計画の一番中心部だと思ひます。そこで土地地権者関係はほぼ私

が指摘したところとあんまり変わらない、こう思ひます。問題は、三菱地所がどういふところで位置を占めておるかというところが問題なのであります。

一つは、民間としては三菱地所が最大の地権者であります。しかも三菱地所が制圧しているところは、横浜駅から入っていくこの入り口の部分、それから桜木町から入っていくこの入り口の部分です。あとその間はいわば国鉄でなかなかそこは、そのうち道は通るだろうけれども、今言つた二カ所が一番大事な場所です。それからジョッピングセンターができるそのすぐ近くとか、いわば三菱地所が一番主要な地位を占めております。

それから、この土地を取得するに至る経過におきまして、一つは三菱重工から買入れたのが主要部分であります。そのほかにも、そういう重要な地点を確保するについては、桜木町のゴールデンセンターを買取るとか、スカイビルの株式をすつと取得してくるとか、そういった形でこの大事な場所を確保してきたのだと思ひます。既に累積投資額は三百十四億円ということなんです。

問題は、それは三菱地所の土地ですが、今回開銀融資あるいは出資が行われようとしているMM21地区の計画の中心、そこに三菱地所など三菱グループが位置するわけですね。となりますと、開銀総裁、お伺いしたいのですが、先ほどの動く歩道とかあるいは地域冷暖房施設など、これが融資の対象となると思ひますが、結局一番中核にある三菱の土地の利益のためじやないですか。

例えば動く歩道と申しますが、要するに動く歩道をつくって駅などからどんな人をそこへいかわせたい入れる、そういうための基盤整備、結局そこに融資をする。先ほど、それは公共的な施設であつて直接利益が生ずるところではない、それはわかります。しかし、それはそうであつても、その果たす役割というのは、結果的には独占的に一番大事な場所を確保している。ここはほとんど公有地ですからね。となれば、そのための基盤整備

じゃないですか。そこに融資することについて、これ本当に公共的と言えるのだろうか。あるいは、公的な金を大量に動かしているのだろうか。この辺についての御見解を聞きたいと思うんです。

○参考人(吉瀬雅哉君) いずれにいたしまして、も、百八十六ヘクタールの地域といえますものは、いかに東京の近郊ですぐれた立地条件を備えていると申しまして、その再開発事業は相当難しい事業だと思えます。したがって、開発すればすぐ利益が期待できるというような事業になるかどうか、ここら辺私ども慎重な計画のもとにやっていく必要があるのじゃないかと思えます。

いづれにいたしまして、都市再開発は懐妊期間が長いことになって、そういう点ではリデベロッパーが適正な利潤を得るということは大事でございまして、私もそういう種類の計画が成功裏に達成できるように側面から基盤的な中核施設で御援助したい、こういうことでございまして。

○近藤忠孝君 成功するようにということで、が、成功した晩にはどれほどの利益が上がるのか。かなり長い期間です、大体西暦二〇〇〇年のころを目途にというんですが、恐らくこれ今考えられておりますのは、三菱の所有土地にはビルを建てて、結局賃貸ビルという可能性が大変強いと思うんです。その結果、二〇〇〇年ごろには大体年間どれほどの経常利益が上がるか。そういう試算がされておるようですが、これは御存じでしょうか。どこかお答えいただけますか。——これもお答えはないということなんです、事前の通告では。

これは、かなり有力な計算によりまして、ケース一、ケース二がありまして、一つのケースによりまして、年間経常利益二千億円、その算定根拠はほとんど全部を賃貸ビルにした場合、ケース二の場合は、ある部分に、十ヘクタールに賃貸ビルを建てて、残り三ヘクタールを土地のみ賃貸した場合、その場合の収益が一十億円。収益ですよ、収入はもっと当然多いわけです。こういう状況はこれはどこか否定できますか。

いかがでしょうか。これはそういう試算があるというところはどこか御存じなんだけれども、しかしこれから融資の対象とするわけですからその辺のことも当然これは考えるべきだし、これは竹下さんの言う政策論争、あるいは見解の相違というのがいいのか悪いのかということになるのだと思えます。

しかし、お答えがないのでしようがない、次へ進みますが、問題は今度はこの土地に関する問題なんです。三菱重工の所有土地、これは前です、今まで三菱重工が持っておったのを、二十八ヘクタールを売りまして。お聞きしたいのはその売却先、売却面積、その価格、これをお答えいただけますか。

○参考人(救仁郷齊君) 三菱重工がどこにどれだけ売ったかというところは私もつまびらかにしておりませんが、私も区画整理をお引き受けするにつかまして、換地計画上、ある最小限度の土地を持っておる必要があるわけでございまして、三菱重工から三ヘクタールの土地を買わせていただいております。

なお、値段につきましては、従来これは契約の相手方もあることでございまして、この場で申し上げることは差し控えていただきたいというように考えております。

○近藤忠孝君 これは本当は建設省に答えてほしいんですが、今言ったとおり住都公団に三ヘクタール、それから三菱地所に十七・四ヘクタール、横浜市に五ヘクタールなんです。問題はその値段なんです、これは横浜市で答弁がありまして、一平方メートル当たり二十四万三千円。どうですか、これ、理事さん、この価格、間違いないじゃないでしょうか。

○参考人(救仁郷齊君) 手元に私、細かい資料を持ってきておりませんが、横浜市さんの答弁であれば間違いないのじゃないかと思えます。

○近藤忠孝君 そのとおりなんです。これによつて三菱重工には約六百十七億の金が入っているはずなんです。

そこで、自治省にお伺いします。そして三菱は、この土地を売って金沢地先の方に土地を買ったわけですね。となりますと、ある時期に両方の土地を持っておったというふうなこともあるんですが、この関係で固定資産税、特別土地保有税、これはどうなっておりますでしょうか。

○説明員(佐野徹治君) お答えいたします。

固定資産税につきましては課税をいたしておりますが、そのうち一定の部分につきましては横浜市が無償で公共の用に供しておりますので、これは地方税法の規定によりまして非課税となっております。

それから特別土地保有税につきましては、固定資産税が非課税のものにつきましては特別土地保有税も非課税でございます。

それ以外の土地につきましては、地方税法の規定により横浜市が納税義務の免税をいたしております。

○近藤忠孝君 その結果、どれほどの税金、固定資産税、特別土地保有税含めてどの程度の額が減免されているかわかりますか。

○説明員(佐野徹治君) 額につきましては承知いたしております。

○近藤忠孝君 横浜市議会での市当局の答弁ですと、固定資産税が約六億円、それからその他もありまして、合計約九億円というんです。

次に、大蔵省と自治省になりますが、この不動産を譲渡したところにかかる税金、これには圧縮記帳がされるはずですね、これがどの程度されているか。大体圧縮記帳の対象になるかどうか、そしてどの程度されているか、これ、いかがですか。

○政府委員(村本久夫君) 特定の法人の圧縮記帳額がどの程度になるかということにつきましては、税務当局の立場からお答えをすることは差し控えてさせていただきますと思う次第でございますが、有価証券報告書、これを見てもみますと、三菱重工の五十八年三ヶ月、五十九年三ヶ月のそれによりますと、お尋ねの横浜工場跡地の譲渡に係る

ののではないかと考えられます。記述がございまして、「横浜工場跡地売却ほかによる固定資産売却益」、「ほかによる」と書いてございまして、五十八年三ヶ月が五百三十五億円、五十九年三ヶ月が百四十二億円というような計上がなされております。

○近藤忠孝君 次に、国鉄は見えておりますね。国鉄の桜木町駅周辺の土地の売却がなされました。その売却先と売却面積、そして売却価格、これは一平方メートル当たりの価格、これを答弁いただきたいと思えます。

○説明員(大西光男君) お答え申し上げます。桜木町周辺の土地につきましては、横浜市に約一平方メートル、それから横浜市土地開発公社に約二平方メートル、住宅・都市整備公団に約一万二平方メートル、合計一万五千平方メートル売却いたしております。

金額につきましては、相手方との関係もございまして、差し控えていただきたいと思います。

○近藤忠孝君 さつきから土地の値段を言わないのは、私は大変これはいけないと思うんです。大体、公共団体なり国が土地を買う場合に、土地を買う前にあらかじめ予定価格を言っちゃったつり上げられるからということで、なかなか土地の価格は明かさぬものですよ。しかし今度、買った後あるいは売った後、もうそんな土地の価格の変動には関係がないのに、言わぬとけしからぬと思うんです。これは国鉄だけじゃなくて、さっきのほかの全部がそうなんですが、

しかし、わかっておるんです。一平方メートル当たりこの場合には十五万五千円なんです。これは横浜市の発表です。そうすると、問題は、先ほどの三菱重工の土地は二十四万三千円、それからこちらは十五万五千円、約十万の差があるんですね。これは国鉄は大部分損害をしているんじゃないか。赤字なのに、こんなに十数万も安く、坪にしたら三十万円以上でしよう、売れたものだなと思うのが一つ。

それから、住都公団、これは三菱重工と国鉄、両方買いましたね。三菱重工にちよつと余計金を出し過ぎたんじゃないか、高いものを買っちゃったんじゃないか、そういう気がするんですが、この辺はいかがですか。

○参考人(救仁郷斎君) 私どもは、土地を買いますときには当然鑑定価格を調べまして、鑑定によりまして買取しているわけでございます。

今回、細かい数字は別にいたしまして、三菱さんからお譲り受けた土地と国鉄さんからお譲り受けた土地の間に、価格の差がございます。これは、当然その評価そのものが違つております。国鉄さんの土地は鉄道と高速道路に挟まれたくまの地でございまして、したがって、鑑定評価上そういう差が出るのは当たり前だといふように考えております。

○近藤忠孝君 鑑定との差だといふんですが、しかし場所的には、国鉄の用地というのはむしろ今度の計画地へ入つていく一番根つこのところで、今まで線路があつた、いろいろ何があつたといふところ、そんなものは撤去してしまえばわからぬのだし、片方三菱造船の場合は、これは造船所である設備もあつて、そいつを壊すわけですから、そういう土地の価格の評価でそんな、しかも十萬という差が出るのはおかしいのじゃないか。

国鉄にお伺いしますけれども、この売った土地の關係で十三億五千萬円ぐらいの損害といふか、得べかりし利益があつたはずだと思ふだけけれども、その点はどうなんですか。

○説明員(大西光男君) 私どもが土地を売却する場合の評価は、処分時における正常な取引価格によることといたしております。正常な取引価格と申し上げると、内部評価と権威ある部外精通者の鑑定評価を比較検討の上決定している次第でございます。本件につきましてもそのような手続を経て決定いたしましたものでございます。

本件の土地につきましては、形状も余りよろしくなく、それから周辺との關係で土地の価格とい

うのは影響を受けるわけでございまして、三菱さんとの關係につきましても私は存じ上げておりませんけれども、本件の土地の価格につきましても適正であるといふふうに考えております。

○近藤忠孝君 わずかな質問時間ですから、まだまだたくさんこのみなとみらい21については問題があるんです。環境問題からその他のいろんな問題、ごくその一端を申し上げただけなんです。今言つた土地の取得の問題でいろいろ問題が一つあるんですね。

それから、将来の利益。かなりな投資をするようですけれども、私は投資額に比較しても、年間一千億円の利益といふのはこれはもう大変な利益。しかも私有地はこれは三菱だけですから。そしてしかも、そこへ入り込むのに動く歩道とかいふようなものを設備し、そこには公共の補助金や、あるいはまたさきの減免税やら、そして開銀の融資やら、いろんなものをそこに集中して、その結果の果つたものを独占的に三菱重工が利益を上げていく。となりますと、息の長い話だけれども、しかし、もう十五年後にはそういう状況がで上がる。

私は、それこそまさにこの公的資金を投ずるのにふさわしいかどうか、こういう事実を前にして大臣はどうお考えになるのか、御答弁をお願いいたします。

○国務大臣(竹下登君) みなとみらいというのは、何といひますか、今はやりの民話のあれは一つのみんなが注目しておる仕組みに基づく開発計画だといふふうに私は見ております。民話というのは、元來環境の整備を公的なものが行ひ、そして、その中では自由な民間活力が生かされていくという意味においては非常に調和のとれたことじゃないかな、詳しい知識を持っておりませんが、印象としてはそういう印象を持っております。

○近藤忠孝君 じゃ最後に。そうすると、今のはやりの民間活力、そして調和といひますと、この場合には明らかに三菱資本が独占的に、しかも一千億円の利益を毎年上

げていくということがこれは計算されておるんですね。すると、大臣の言う民間活力というのはまさに、そういう独占的に利益を上げていく、そこに公的資金や税の減免やあるいは補助金、それを投ずることが竹下さんの言う民話、そのように今の答弁ですと理解されますね。そう理解してよろしいでしょうか。後は国民の審判の問題です。

○国務大臣(竹下登君) 私も内容を詳しく知りませんが、大筋おつしやつたことは間違いないやないと思つております。ただ、そこにおのずから節度というものがあろう、政策目的という範疇の中における節度というものは必要だと思つております。

○栗林卓司君 まず、輪開銀それぞれの總裁にお尋ねをいたします。

政策金融と言つた場合は、まず問題になるのは量と質の問題でございまして、量というのは資金量でありまして、質というのは市中金利に比べてどういふ政策金利が設定できるかということだろふと思ひます。市中金利より低い政策金利が設定できるといふことは、それを支えているのは、輪開銀を例にとりますと、それぞれの利子がかかる資金、資本金と積立金、こうしたものが質を支えている問題だと思ふのです。

そこで尋ねますのは、輪開銀それぞれの自己資本比率、これをちよつと計算してもらつたんですが、一応こういう計算で出してもらつたんです。分子の方は資本勘定、すなわち法定準備金と資本金と当期利益金の合計額、分母の方は借入金と外貨債券の年度末残高。こういうものをはじいてまいりますと、二十年代はちよつと別にしまして、昭和三十年代初頭の五年間を見ますと、輪開銀が七六・三%でございました。開銀の場合は七七・九%。これが大幅にずつと落ち込みまして、最近では、五十八年度、輪開銀の場合が二一・六%、開銀が一・七%。非常に自己資本比率が落ち込んでいます。政策金融という立場から見ると、市中金利よりも政策的に低い利率で金を用立てながら政策目的を達していく、いわばそのゆとりが減つてきて

いるように私は思ふんですが、この傾向というのは妥当なものなんでしょうか。それとも、やはり将来あるいは今は正をしていくべき数字だとか考へてでしょうか。この点、まずお聞かせください。

○参考人(吉瀬維哉君) 御質問のとおり、輪開銀、開銀が発足の当初は、大體貸し出しの原資を自己資本に頼つたといふようなことで、自己資本比率が異常に高いわけでございまして。むしろ、比較するとすれば昭和四十年代の初期とか、あるいは五十年代の初期でございまして、開銀の場合、四十六年から五十年までは自己資本比率が開銀の場合、合算は一五・四で、それから五十一、五十五のオイルショックの後が一・九でございまして。その後、大體二・一から二・二、切り上げれば二・三といふところで今推移してきているわけでございまして。この比率が果たして安当かどうか、比較の指標はございせんけれども、比較する問題として、市中銀行は栗林委員御承知のとおり大體三%といふことで、市中銀行にはそのほかに有価証券の含み益等がございまして、よくわかりませんが、しかし今の開銀のほうは一・二といふ比率に比べれば大分低いわけでございまして。しからば、これが果たしていかどうかといふ問題がございまして、趨勢的に、融資規模が拡大すれば自己資本比率は若干低下していくという趨勢はあると思ひます。

それからもう一つは、開銀銀行の経常利益が確保できるかどうかといふ問題かと思ひます。これが確保できないとまた政策金利も展開できませんのでその点は問題でございまして、開銀銀行は五十八年度におきましては六百十五億の経常利益、五十九年度におきましては五百九十二億の経常利益を上げております。なお、創設以来の全体の開銀銀行の国庫への納付金が四千八百四十四億といふようなことでございまして。私どもは資本金が二千三百四十億ございまして、大體今後の利益率のめども、やはり普通の正常な運営をしていく銀行としてふさわしい利益率を上げるように努力していきたいと思つております。そのためには、も

ちろん準備金の積立率が高ければ高いほどいいわけですが、今のほかの指標その他、あるいは現在の収益構造等を勘案いたしまして、また特利の展開も、七・一が先ほど御質問に答えて五二%というようなことで、特利の展開も相当大胆にやっている、こういうような現状を踏まえまして、現状をしばらく見守っていきなさいと思います。なお、御質問のような御懸念もあると思いますので、運営の効率化につきましては十分気をつけてまいりたいと思っております。

○参考人(大倉真隆君) ただいまの開銀総裁からの御答弁とほとんど同じ考え方を持っているわけでございます。

幸いにして、現在のところ比率としては開発銀行よりも私どもの方が高い比率を保持させていただいておりますけれども、今後かなりの期間にわたってのいろいろな収益構造を一応検討いたしまして、これは与件がいろいろ難しいところがございますけれども、現状程度で維持できるのであれば、私どもの経営、財務の健全性を損なうことはいないというふうに判断いたしております。

○栗林卓司君 自己資本比率といいますが、市民金融機関の場合は財務の健全性という角度で考えていけばまず間違いないと思うのですけれども、政策金融機関の場合には、単に財務の健全性だけではなくて、政策目的をいかに果たしているか、もう一つの尺度が要すると思うんです。

お話しのように、市中銀行の場合には、昭和三十年三・九から昭和五十八年三・一、ずっと横なんです。それはそれとしましてね、含みの問題はありますよ。ところが、輸銀、開銀を見ますと、おっしゃったように四十年代初頭、四十一年から四十五年を見ますと、輸銀が三九・四、開銀が二五・七、この水準がいいかどうかはだれにもわからないんです、わからないんだけれども、今見ますと輸銀が二一・六、開銀が一・七、下がってきている。下がってきているということは、逆に裏返しますと、輸銀の政策目的が薄れてきたのだからか。

そうは言えないわけですね。だから、この辺のところをどう維持していったらいいのか。これはだれにもわからないので、腰だめで決める必要がある数字なんです。だけれども、このところははつきり押さえておかないと、政策金融機関としての役割が果たせなくなるかもしれない。もちろん私、今伺っている底にあるのは、千分の七を千分の三に下げたいのかということなんです。

そこで、別なお聞き方をしますと、百一国会でいわゆる対外経済対策一括法案、これが通りました。この対外経済一括法案の中で輸銀がどうしたかという、わざわざその貸付相手方に新たに外国法人を加える等の修正をしたわけですね。修正したねらいというのは、これは言うまでもないと思う。じゃ、この外国法人が一件でもあったかという、残念ながら一件もない。理由はというと、金利が高過ぎてとてもじゃないけれども引き合いがなかった、というのが先ほどの御答弁でした。

そのときに、引き合いがないような高い金利をなぜ設定したのか。そのときにも輸出銀行に政策面で見てもゆとりがあるんだらうと下げておくべきではなかったらうかという疑問がどうしても去らないんですが、この質問というのは大蔵省に伺うんです。これは大蔵省でしようね。

○政府委員(吉田正輝君) 確かに、先生御指摘のとおり、こういう自己資本がどの程度あればいいかというのは極めて難しい問題だと思います。今先生が御指摘になりましたのは、やはり長期低利資金供給を行っている輸銀のコスト、輸銀の低利資金供給という役割から見れば無コストの資金源が多い方がいいのじゃないかということであると思います。それ以外にも、自己資本といたしましては、例えば損失の自己補てん機能とか、あるいは当該銀行の信用維持とか、種々の機能を有している。その総合的判断であらうかということ、そこに難しさがあるということとをまさに委員が御指摘をされた点だと、私もそういう点は十分考えていかなければいかぬ、かように考えているわけ

でございます。

先ほど開銀総裁、輸銀総裁からも言われましたとおり、戦後の法制定当時から顧みてみますと、当時の政策金融には、やはり日本経済が復興していかない、あるいは成長のルートにもまだまだ乗り切っていないというような面から、かなりリスク性の高いものも多かったという点もございします。そもそも輸銀の業務が安定路線に乗っているかどうかという問題もあったということなども考慮されますし、それからその後の原資調達もあり方につきましても、輸銀とともに外債にも依存できるようなことにもなっていましたし、それから融資のリスク性も、先ほどの戦後の、あるいは高度成長時代に比べますとるかに少なくなりましたし、かつ三十年以上輸銀は設立されて以後経過しまして経営基盤も安定してきました。

そういうような総合的な判断から、このたび、自己資本比率の重要性については十分認識しつつ、かつ輸銀の審査能力などもすぐれておりますので健全性は維持できるという観点から、このようなお願いをさせていただいたわけでございします。

やはりもう一方の点で申しますと、厳しい財政環境の中におきまして、そのような判断に立つた上で、輸銀の経営の財務基盤の損なわれない範囲で財政協力をお願いするという点があったことも事実でございしますけれども、先ほど申し上げましたような判断に立ちまして、法定準備金積立率の千分の七を千分の三というふうにお願ひしたわけでございます。かつ、その将来について見通してみまするときにも、いろいろ仮説を置いて見なければいけないことではございしますけれども、従来の実績、それからある程度の将来の実績を見ますと、経営基盤は損なわれないというふうに考えられたということでございます。

○栗林卓司君 そういう御答弁しかできないかろうかと思うんです。思うんだけれども、リスクがよいある部分に金融をしていくのが政策金融の一つの目的ですよ。確かに輸銀の審査能力は非常に

に私は高いと思います。高いということは、リスクーなものに対してどうしても手控え目になる。これは、一つの経営体ですから私は当然ありがちなことだと思うんです。ところが、かたくなにやっていると、政策金融機関として果たすべき使命が果たし切れないかもしれない。したがって、ある程度リスクは承知で市中金融の金は流れていかないからこの際は政策金融で流していこう、もともととねらいはこうだったことでしょう。したがって、市中金融機関に比べるとちょっとやっばり厚目のものにしておかないとこれは本来の目的に合致できない、私はそう思うんです。

そこで、千分の七を千分の三に今度お変えになりましたから伺いますと、市中金融機関の積立率、これはベースが違ふものだから比べられませんが、けれども、拾い集めて比べてみると、例えば昭和二十年代後半は市中金融機関は千分の七。現在は千分の三。大体この並びでいっておりますというお答えなんだけれども、今度、市中金融機関として財務の健全性という面を考えてみた場合、そのときに、二十年代後半は千分の七、三十年代は千分の四から五、これが五十六年千分の二、五十七年千分の三、五十八年千分の三、こうなっているから千分の三でいいのだというお答えなんだけれども、こうやって積立率、これが市中金融機関で下がってきていることの方がむしろ問題ではないのだから、財務の健全性という面。だから、市中金融機関と比べて横並びだからいいよということも必ずしも言えないのではないかと。

では一体、輸銀の場合に千分の幾つ積みめばいいんだ。これもあくまでも腰だめで決めるしかないんです。

なぜ腰だめで決めるかという、それが政策金融機関をつくった目的そのものなんです。そのときに、目下の財政事情につき——これはちよつと僕は違うと思うんです。財政事情が惨たんたることはみんな承知。輸銀が本来の政策目的で力いっぱいやることも、これも必要。だから、財政が厳しいから千分の七を千分の三に落とす、いや、

経営基盤しっかりやっています——それはやっていきますよ。リスクなどところに投資をして赤字を出したら一体どうなりますか。それはもう大蔵省からしっかり飛ばされて、何やっていんだとなるに決まっているから、それは健全になるって。でも、そうやって追い詰めていって果たしていいのだろうか。これはお答えは恐らく返ってこないと思います。

ただ大臣、伺いたいんですが、せっかく輸開銀をつくったんです。しかも、業務範囲というのは拡大する一方。かつて輸出優先だった輸出入銀行に輸入が入って、しかも開発輸入から製品輸入にどうやって繰り出していくか。これは新しい分野ですよ。別なリスクを考えてほしい。開銀はどうかといえます。従来設備投資だった。今度はそのほかのことも含めて貸してまいります。先のことは何にもわからないわけがある種の激変期です。すね。そのときに、悪いけれどもやってもいい、僕はそうすべきだと思ふんです。そのときに千分の七から千分の三に落とす。千分の五はいいですよ。臨時措置だったんだから。今度は千分の三に落とすというところは、考えてみますと、大蔵当局あるいは政府としては、輸開銀に対してその程度の期待しかしていないんだらうか、そういう目で見られても一言もないと思ふんです。御所見がありましたら伺います。

○國務大臣(竹下登君) 確かに収支相償の原則というもので二つも成り立っております。ごいいますから、その収支相償の原則のもとにおける資本は幾らであるべきか。しかも、おっしゃる通り低収益性あるいはリスク、そういうものを対象にしておるわけでございます。それは確かに今おっしゃいますように、我々も予算編成の際に今日まで出資の要求をある意味において削ったり、融資規模は確保しようとか、そんなふうないろんなことをやってきましたから、おまえ定かに何ばまでが収支相償の原則に基づく健全な資本形態かという言われれば、私も、まあ今大体収支相償の原則でやっていますからいいじゃないです。

か、こういうお答えにならざるを得ないという感じがいたします。

したがって、現在の経過と経験の中から、これだけでいいじゃないでしょうか、こう言っているわけですよ。実際、だからそれは、我々も今後とも、激変期、とにかく大変に中身が変化してきているわけですから、そういうものと見合った対応というのは、今後ともその運営を見ながら対応していかなきゃならぬ課題だという問題意識だけは、今の御意見を通じながら十分持たせていただいたつもりでございます。

○栗林卓司君 重ねて大臣に伺うんですが、財政状況が今のままでいいわけはありませんし、いざれ好転させていかなきゃいけません。それと直接結ぶかどうかは別にして、出資になるか積み立てになるかこれもありますから別にして、一応今度は法律そのものを千分の三に変えたわけですから、これも含めて、将来の政策課題を見直しながら適宜適切にまた見直してまいりますということについては、それでよろしいですか。

○國務大臣(竹下登君) これは将来政策課題として絶えず念頭に置いておくべき課題であるということ、私は私も結構ですと申すべきだと思います。

○栗林卓司君 時間がありませんので、登記特会について一言だけお尋ねをいたします。

特会にすることは私は賛成なんですけれども、法律のつくり方を見てもとちよとわからないうので一言お尋ねをします。

私の理解は、登記手数料、これは考え方は実質弁済。一方では一般会計からの繰り入れと登記収入を見ますと、一般会計からの繰り入れと登記手数料、この二つで組み立ててあるわけです。一方、支出の方を見ますと、登記業務の中で登記手数料で支弁すべきものと、それから登記手数料、そこに求めては無理が生じる。登録免許税、これは直接はつながりませんが、一応それを背景に頭に置きながら一般会計から繰り入れるもの、大体こんなぐあいにこの特会の考え方は私はできていと思うんです。

そうしますと、二つに分けて考えました。まず、一般会計からの繰り入れに見合う繰り入れ、登記手数料に見合う繰り入れ、頭の中で区分して考えたと思います。そこで、この特会で繰り入れした場合にどうするのが筋道なんだろう。もし一般会計の繰り入れの分だけ繰り入れしたと。理の当然としてそれは、翌年度の繰り入れに繰り入れて翌年度の一般会計の繰り入れを減らす、これが普通でしょう。それからもう一つ、登録手数料の面で繰り入れした場合、これは毎年判断することはないでしようけれども、ある中期的な判断で繰り入れがたまっていったら登記手数料はこれは下げなきゃいけない、赤字がふえていったら上げなきゃいかぬ、こういったものですよ。

そういったぐあいに法律を書いてもらえらるほどと思うんだけど、今度の登記特会法のつくり方というのは一般と同じつくりになっているものから、余りが出た場合には政令で定める限度を超えたものは全部引上げるぞ、借入金もできます。大体、一般会計から必要経費を見積りて入れているわけでしょう。片一方は実質弁済の判断で登記手数料を決めているわけでしょう。借り入れなんて起る可能性はゼロでしょう。一時借り入れはこれはあり得ますよ。したがって、借り入れとわざわざ書かれますと、ああ、じゃここでまた借りるのか、赤字国債のしり抜けをやるのかって人の悪いのは読みますよ。だから、いわゆる特会のつくり方、ほかも見ましたけれども大体こんなことになっているわけですよ。ところが、登記特会の場合にはこういった法律の体裁ではまじったんじゃないですか。この点だけお尋ねします。

○政府委員(保田博君) 先生御指摘のとおり、この特別会計の経費並びに収入は非常に見横もりのしやす性質のものであらうかと思ひます。したがって、ある年度ごとにとった場合に、巨額の繰り入れ超過が起るとか、あるいは逆に巨額の繰り入れをしなければ特別会計の運営がでかきないこと、通常の場合あり得ないこと

だと思ひます。ただ、理屈からいいますと、例えば登記簿の謄抄本の交付の申請といったようなことが非常に予想を上回ったと、あるいは年度の途中でコンピュータ関係の技術革新が非常に大きくなってこれが取り入れられるといったような場合があるいはあるかもしれない、全く絶無であるということではないのかということから、そういう場合を想定しまして、当然、繰り越しあるいはさらには一般会計への繰り入れということも万一に備えてこれは置いたということでございます。

それから借入金につきましても、先ほど冒頭に申し上げましたようなことですから、通常の場合にこれを必要とするといったようなことはあり得ないことかと思うのでございしますが、年度の途中で大災害があつて登記所並びにコンピュータの大幅な災害復旧といったようなことがあるいはあるかもしれないといったようなことを想定しまして、万全の法的な措置をお願いしておるということでございます。この特別会計を利用しまして一般会計がいれば赤字公債の肩がわりをしていただくというようなことは、毛頭考えておりません。一般会計への繰り入れといたつたようなことを仮にお願いするといふようなことがあるとしますと、当然国会での予算上の議決をお願いするということでございますから、決して先ほど申し上げましたような財政節度を失つたような運営をするということを想定してこのような規定をお願いしているということではございません。御理解をいただきたいと思います。

○栗林卓司君 一般会計への繰り入れですけども、とにかく収入面を見ますと二つあるわけですね。一般会計からの繰り入れと手数料収入、そうでしょう。手数料収入が仮に、今年度は非常にお客さんがたくさんおいでになってこれだけ余っちゃった。この余ったものというのは一般会計に繰り入れるべき性格ではございませんよ、性格からいって。したがって、こういったものは余裕金として運用できるよという条項を起すのはいい

にその部分において剰余が生ずるということがあ

で、司法書士が関与しているものが七〇%ぐらい

所の窓口がさも面倒くさそうに、司法書士へ行け

一五
のを審査してそれについての許否の決定をやつて

きた者でございますね、そういう登記官としての仕事をやってきた者につきまして、改めてそういうことをやるについて試験を受けないと司法書士にはしないというの何かおかしいのではないかと、資格を与えてもよろしいのではないかと、そういう考え方です。

○青木茂君 そういうプロを長いことやっているから試験なんか簡単に通っちゃうのじゃないんですか、国家試験だとしても、逆に言うと、試験を落ちちゃうから何か特典を設けるというようなことにもとれる。

それはそれでいいんですよ。いいんだけど、そういうことがあるものだから、何か登記所の職員と司法書士が一心同体になり過ぎちゃって、自分もいつかはそうなるんだから司法書士の仕事を拡大しておかなければいかぬ、それで個人が持つていくと何か難癖をつけては司法書士へ行け司法書士へ行けということになって国民の不興を買ったって、コンピュータ化にしたって、私は本場に形式上の問題にすぎないと思うんですよ。行政と国民のスキシップを欠いて国民から不快感を持たれて、一体何の特会なのか何のコンピュータ化なのか、そこら辺が私には基本的にわからないんですよ。

○政府委員(稲葉威雄君) 先生の御指摘の窓口サービスが極めて悪いということについては、昨年の総務府の調査結果でもウーストワンといううなことが出ておりました、この点については私も非常に厳密に受けておるわけでございます。

ただ、非常に弁解がましくはなりませんが、登記所は非常に繁忙でございます。繁忙でございます。まして時間的に追われて仕事をしています。そしてしかも登記というのは、来たものについては待つたなしにこれはやらなければいけないわけでございます。そして、時間がかかりますと取引にも支障が起くるということ、あるいは待たされるとい

うことで、非常に苦情が来るわけでございます。そういうことで、事務量に比較しまして職員数が少ないという状況があるわけでございまして、そういう仕事の上での余裕がないとしますと、勢いどうしてもこれは親切に應對しているというところができかねる、これは一般的に、個人差はもちろんです。その中でも親切な人それから非常に不親切な人という違いはあるわけでございまして、けれども、しかし概して私どもでも時間的に追われておりますと電話の応対もつい粗雑になるということがあるわけでございまして、そういう事情があるということはお察しください。そういうわけで、そういう状況、事務量に比して慢性的に人員が足りないという状況を解消する、そのためにこういう登記特会という制度を設けようということにしたわけでございます。

私もその状況が事務量が多過ぎてパンク寸前の状況にあるということは認識しております。それが今度の登記特会創設の大きなエネルギーになったわけでございまして、そういう意味で、この登記特会を一つの契機にいたしまして事務の合理化を推進いたしまして、事務量について少しでもその負担を減らして、余裕を見つけて、それを窓口事務の改善に充てるというようにしたい。それとともに、そういう習性になつていくというのを口実、とやうと少し言葉は悪いかもしれませんが、そういう現状に於いて少くも面でのサービス精神に欠ける面があるのではないかと、御指摘もあるわけでございします。私もその点については繰り返し、研修あるいは職務の遂行の過程において注意をしております。

○青木茂君 国会の答弁の中では、事務が忙しいから国民につけんどんになつてもそれはいい人情論ではないんですからね。これはもう全くおかしい。

ちよつと大蔵大臣に矛先なんですけれども、税務署は最近よくなりました。大蔵大臣。税務署もかなり忙しいのじゃないですか。

○国務大臣(竹下登君) 税務署もそれから財務局も評判がいいと言われて喜んでおります。

○青木茂君 ですから、忙しいでしょう、忙しさが評判がいいわけでしょう。まあ金をもらうんだからしょうがないですけども。

司法書士へ行くといいことは、それだけ金がかかるということなんです。国民負担が大きくなるということなんです。幾ら登記所の方では忙しかつてあれだからといって、だからといって国民に余計な負担をかけるということは全く私は納得しがたい。とにかくこれは、司法書士制度というものがあつたのはいいけれども、登記所の窓口で、司法書士へ行け、司法書士へ行けと送り込むこのやり方だけは私は絶対に厳重に監視をしていただきたいと思つておられます。それをさらに念押ししておきます。

○政府委員(稲葉威雄君) 先ほども申し上げましたように、登記というのは非常に技術的なところがあるわけでございまして、専門家がいないと、あつても登記所がそれを強制するといふようなことがございまして、法律上はそんなことはできないわけであつては、事実上にしてもそういうことがあつてはならないということでは、先生の御指摘を体しまして、その点については、先生の御力したいと思つております。

○青木茂君 それでわかりました。申すまでもないことが事実行われているんだから、これは非常に国民の不快感を呼ぶ。行政窓口が国民の不快感を呼ぶといふことは政治全体が不快感を呼ぶといふこと、決して大きな表現ではないと存じますから、ひとつよろしく御願い申し上げます。

そこで次に、コンピュータ化された場合について、今の問題、少し伺いたいですけれども、コンピュータ化されますと、少し職員に余裕がで

きていららるが少なくなつて、司法書士に頼らなくても個人でできる範囲というものは少し広がってくるというふうにお考えでしょうか。

○政府委員(稲葉威雄君) そういう面の効果もございしますし、それから窓口の整備のために窓口の整備要員を置く、あるいは登記の相談官を置くというふうなことも配慮したいと思つております。

そういう手当てがありまして、一般の方もそういうところへ行つて相談をしてやっていただけ。先ほど税務署の職員の話が出ましたけれども、税務相談というのは極めてこのごろ親切になっております。そういうふうな体制を一日も早く登記所でもつくりたいというふうに考えております。そのためには、やはり特別会計というのは非常に効果があるのではないかと、思つております。

○青木茂君 特別会計が効果があるかないかの判断はこれから我々がやるんですけれども、それはコンピュータを入れればいわゆる相談事務まで広げることが可能なんです。時間がちよつと、輸開銀のこともありますから、簡単にお答えをいたしたい。

○政府委員(稲葉威雄君) 将来どの程度の事務量になるかということが必ずしも明確ではございせんのでどの程度余裕が出るかといふことははっきり明確にはできませんけれども、そういう方向になることは間違いないと思ひます。

○青木茂君 それから、非常に今待ち時間が長い。コンピュータ化された場合に、この待ち時間というものは一体どれぐらい短縮されるであろうと、これはもちろん概算ですけども、お考えでございましょうか。

○政府委員(稲葉威雄君) これもはっきりした数字が出せないといふのは、要するにピークにたくさん集まるといふのは、これはどうしてもだめなわけでございします。これがならされて執務時間に均等にばらまいて来られますと、非常に早くなるというところでございします。ただ、今平均しますと四時間というふうな待ち時間になつておるわけで

ございすが、これをせめて市町村における戸籍等の待ち時間程度に短縮したいということで鋭意努力したいというふうに思っております。

○青木茂君 その、司法書士を通さなくてもやれること、それから待ち時間の短縮、この二点が実現しなきゃコンピュータを入れる意味がないわけですからね、そこら辺のところをよろしく。

それから、コンピュータ化された場合、例えば鹿児島が本籍である、何ら鹿児島にちよつと頼める人がいないといった場合、東京におつて自分の謄本を取り寄せるということは、コンピュータ化された場合は極めて簡単になるわけですから。

○政府委員(稲葉雄雄君) その点については、まだシステムを完全には詰めておりませんけれども、今の構想では、東京の登記所の窓口で鹿児島土地の登記簿謄本を請求するということが可能になるような形で検討してまいりたいというふうに思っております。

○青木茂君 次にありますからこれで終わりますけれども、肝心かなめのところが詰められずにやれコンピュータ、やれ特会と技術論的なシステムの方が先行するというのは逆じゃないかという気がして仕方がないです。これだけのこういうメリットがあるからコンピュータを入れましょう、そのためには特会が必要でしょう、こういう順序になつてきてほしい。

とにかく私は、行政と国民の間にスキンスリップを欠くとか、あるいは行政と国民の間に司法書士だ何だというクッションを置くということは、国民をどんどん行政から遠ざけてしまうことになるのだということだけは、くどくも辛くも念を押しておきたいと存じます。

それから、非常に時間がなくなりまして申しわけないのですけれども、輪開銀のことでござい

ます。最近どうも、開銀も一般の並みの金融機関、つまり補完ではなしに実質的には競合ではないかというようになつたのがありますね。またの

という意味は、数字とか理屈を抜きにしてそんなことを言っている人もあります。開銀のお金が開

発会社を通じてホテルあたりへ流れちゃう。あんなものを何で国民の金でやらなきゃならないのか、ホテル業あたりをですね。何かそういう、開銀に勤めておつて開発会社へ天下りしたり、ホテルの役員になつてしまふような人がいるんじゃないかというような、つまらないことだけれどもまたの声もある。こういうことに対して、これは総裁にお答え願うのか。総裁にお答え願うんでしょうね。ひとつお答え願います。

○参考人(吉瀬維蔵君) 開発銀行、ホテル関係融資、割に目抜きのところをやつていますので目立つのでございすが、ホテル関係融資、例えば五十九年度の例でいきますと百三十二億、旅館も含めてでございします。開銀の全体に対しては一・一％で、量的には割に少ないウェイトでございします。

そして、全般的に現在資金過剰になつてみますと、ホテル建設に対してはいろいろな市中銀行との競争が生じているやに世間に伝えられておりますけれども、私も融資の実施に携わつていて者といたしましては、むしろ開銀資金が入ることによりまして懐妊期間の長いホテル建設がサポートされるというやうなことで、そういう点で市中金融機関と十分協調をとつて、いろいろな資金配分などを考慮いたしましてやつていふつもりでござい

ます。○青木茂君 ホテルというやうなああい業界に金を出すことが政策金融の名に値するかどうか。都市は開発というより、今はむしろ乱がつく乱開

発になつてしまつていふやうな状況もございしますから、もう少し法文の趣旨をかなりシユアというのかシピアというのか、解釈していただいて、本当の意味の開銀のレーゾンテートル、それを持つておつていただきたいとお願ひ申し上げま

す。これは別に、天下りがどれだけあるかというやうなことは聞きませうけれども、それをぜひお願ひ申し上げたいと思ひます。

それから、もう最後になつてしまひましたけれども、これは大臣にお答えを願うことだと思ひます。これも極めて初歩的な質問でございすけれども、どう考えましても、開銀と北海道東北開発公庫、それから輪銀と協力基金、これが質的に私は差があると思へないんです。地域金融だつたら、例えば北東公庫は地域金融の必要性がなくなつていない。これはなくなつていないでしよう。しかしそれは、開銀の中の一つのセクションに設けて十分にやれることではないか。今これだけ行政改革が叫ばれておるわけですから、一番やれるところというのか、やりやすいところというのか、そこら辺のところメスが入つてもいいのではないかと

いう素朴な疑問があるわけなんですけれども、この点については大臣にひとつ御見解を承りたいと思ひます。

○国務大臣(竹下登君) 一つは輪銀と海外経済協力基金、これはまさに法律上完全に目的を異にしております。実際、対外国ということではそれは全く一緒でございすけれども、したがつてこの議論は現実問題としては余りない議論でございす。その両者の競合している点もございせんし、だからよく感覚的に行われる議論の中に存在しておりますが、実態的な面では両機関を合併するとかいう積極的な理由というものはないというふう

に理解しております。

それからもう一つは北東公庫の問題でございすが、これは確かに一面いゆる地域開発枠というのが開銀の中にあるじゃないか、その地域開発枠で対応できるじゃないか、こういう議論はございしますから、やっぱ現在の段階で見ますと、北海道、東北というところの地域の振興開発ということ、これは政治的にもまた実態的にも北東公庫がまさに民間金融を補完しておるということになつておりますし、それから地域のこれに対する反対といひますか、あるいは必要性の要請とも申しますか、それは依然として強いものがござい

ますので、そう軽々に手は触れられないなという素直な印象を持っております。

○青木茂君 素直過ぎるんで、私、この前の大蔵委員会のときでしたか、例の脱税国債を言つたときに、過去の通念とか常識だとか、そういうものを脱却しなきゃこつこつ状況の中で私は日本経済の再建はできない。例えば、一つ言えば、縦割りという行政組織、行政機構がある。この縦割りというものを踏まえちゃつては行政改革はできないんです。つまり、明治以来というのか、戦後以来でもいいですけども、持っている物の考え方、常識、通念というものを前提としたら僕は恐らく何にもできないんじゃないかという気がしますから、どの部面でもいいから常識、通念というものを一つ乗り越えた、かつて池田元総理に奮勇を振るえと言つた人がいますけれども、そういう物の考え方がどこかに出てほしいという意向は本当に切実なんです。

最後に、これは具体的にでなくでもいいから、私が提起しました問題について大臣の御見解を伺つて、終わりにいたします。

○国務大臣(竹下登君) いわゆる行政改革を私、今やつておる電電の民営とかたばこの民営とか、それは画期的なことですが、古くこれをたずねてみますと、四十七年度予算編成の際でございまして、農林省におかれて農地局、農政局、畜産局、そんなものを全部ガラガラボンされて、食品流通局とか構造改善局とか、名前だけでなく仕組みまで変えられた、非常に短期間でそのことの結論を出されたということに対して大変な驚きを感じたことがありますが、それは池田内閣以来本當のところは部内で一生懸命やつておつたのださうでございします。実現したのは八年ぐらいたつてからでございすけれども、だから、ああいふことはあつていいことだなど今でも私は、一例を申し上げたにすぎませんが、そんな印象は持つております。

○青木茂君 終わります。

○委員長(藤井裕久君) この際、委員の異動に

いて御報告いたします。

本日、川原新次郎君及び倉田寛之君が委員を辞任され、その補欠として増岡康治君及び福田宏一君が選任されました。

○委員長(藤井裕久君) 他に御発言もなければ、三案に対する質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(藤井裕久君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより三案の討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○近藤忠孝君 私は、日本共産党を代表して、ただいま議題となっております日本開発銀行法一部改正案、日本輸出入銀行法一部改正案、登記特別会計法案にいずれも反対の立場から討論を行います。

開銀も輸銀も戦後間もなく設立され、日本経済の復興、基幹産業の生産力増強、輸出増強などの国策遂行のために、国民の零細な貯蓄を原資とする財投資金が投入され、もっぱら大企業に対して巨額の長期、低利の融資を行ってきたのであります。

その結果、大企業はますます強大となり、主要産業の大企業の国際競争力は世界でも一、二を争うに至り、その結果我が国の輸出は急増し、いわゆる貿易摩擦問題が深刻さを増している現状なのであります。

このような状況からすれば、輸開銀の当初の政策目的は既に達せられていると見るべきであり、財政危機の現状を考えると、これまで産投會計を通じて受け入れた一般会計出資金を一般会計へ繰り戻すことなどによって、その業務を大幅に縮小させることこそ求められているのであります。

にもかかわらず、次々と新たな政策目的をつけ加えることによって両銀行は毎年その規模を肥大させ、今や両行とも七兆円を上回る規模の貸付残

高を持つ巨大銀行となっているのであります。

特に、今回の開銀法改正では、出資機能の整備として基盤技術研究促進センター及び都市再開発事業等に対する開銀の出資を認め、また新たな技術開発融資制度を創設しておりますが、これらはいずれも技術開発や都市再開発を大義名分とした開銀の機能の拡大であり、新たな大企業優遇措置にはかならないことは、私が質疑の中で取り上げた横浜のMM21計画の事例を見れば明らかであります。

また、輸銀については、保証機能の充実として、従来輸銀との協調融資に際してだけつけられていた保証が、民間金融機関が独自に行う対外融資や対外投資金融に対しても輸銀による保証を与えようとするものであります。これは利潤は大きいという点で、そのリスク肩がわりを輸銀が買って出ようという点で、大銀行の海外債権に対する国の保全措置にはかならないではありませんか。

輸銀法改正はまた、海外直接投資を促進するためとして、我が国が出資している海外の合弁会社に対して直接貸し付けができる道を開いておられますが、これは、政府みずから、大企業による利潤追求の海外進出を資金面からバックアップしようとするものであります。

以上から明らかなように、輸開銀二法改正案は、量的補完から質的補完へという名のもとに、従来の輸開銀の対象分野のうち採算のとれる分野を大企業、大銀行に譲るとともに、リスクの大きい分野を新たに引き受けようとするものであり、財界、大企業のもうけを補完しようとするものにはかなりません。

最後に、登記特別会計法案については、特別会計制度の創設によって登記事務の合理化、近代化が図られることとなる一面、これに伴う経費を受益者負担の名のもとにすべて利用者、国民に転嫁すると同時に、大幅な人員整理で登記関係公務員労働者に過重なしわ寄せを与えるおそれが大きいなどの理由から、反対をいたします。

以上の理由をもって右三案に反対するとともに、我が党が従来から主張しているように、産業投資特別会計を国民生活特別会計に改組し、資金運用部資金を大企業本位から国民生活本位に大幅に流れを変えることによって、真に日本経済の再建に役立たせることを強く求めて、討論を終わります。

○委員長(藤井裕久君) 他に御意見もないようです。討論は終局したものと認めます。

これより三案の採決に入ります。

まず、日本開発銀行法の一部を改正する法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(藤井裕久君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(藤井裕久君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、藤井孝男君から発言を求められておりますので、これを許します。藤井孝男君。

○藤井孝男君 私は、ただいま可決されました日本開発銀行法の一部を改正する法律案及び日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合、参議院の会、新政クラブの各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

日本開発銀行法の一部を改正する法律案及び日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一、金融の自由化、国際化が急進展する中で、政策金融のあり方について、金利自由化の動向等を踏まえつつ、資金調達及び資金運用の両面から十分検討すること。

二、日本開発銀行及び日本輸出入銀行の業務の運営については、両行の自己調達資金の一層の充実など経営基盤の健全性の維持に配慮すること。

三、日本開発銀行の融資等に当たっては、民間金融機関の補完に徹しつつ、生活環境の整備、都市基盤の整備など、国民生活の改善に資する分野に対して十分配慮すること。

四、日本輸出入銀行は、貿易摩擦問題にも配慮しつつ、輸入金融の利用拡大が図られるよう努めること。

右決議する。

何とぞ皆様の御賛同をお願いいたします。

○委員長(藤井裕久君) ただいま藤井君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(藤井裕久君) 多数と認めます。よって、藤井君提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、竹下大蔵大臣から発言を求められておりますので、これを許します。竹下大蔵大臣。

○国務大臣(竹下登君) ただいま日本開発銀行法の一部を改正する法律案及び日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案につき御決議のありました事項につきましては、政府といたしまして、御趣旨を踏まえまして配意してまいりたいと存じます。

○委員長(藤井裕久君) 次に、登記特別会計法案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(藤井裕久君) 多数と認めます。よって、

本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、桑名義治君から発言を求められておりますので、これを許します。桑名義治君。

○桑名義治君 私は、ただいま可決されました登記特別会計法案に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合、参議院の会、新政クラブの各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

登記特別会計法案に対する附帯決議(案)
政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一、特別会計については、今後とも極力新設を抑制し、既存のものについてもその存置の必要性を見直し、もって財政の一覧性が阻害されないように努めるとともに、各特別会計の財政状況・経営成績の表示を極力統一するなど会計経理の明確化を図るよう努力すること。

二、特別会計移行後の登記事務処理のコンピュータ化に当たっては、その経費が過度の受益者負担をもたらすことのないよう十分配慮するとともに、窓口サービスの向上について鋭意努力すること。

右決議する。

以上であります。

○委員長(藤井裕久君) ただいま桑名君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(藤井裕久君) 多数と認めます。よって、桑名君提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、竹下大蔵大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。竹下大蔵大臣。

○國務大臣(竹下登君) ただいま御決議のあります事項につきましては、政府といたしましては、御趣旨を踏まえまして配慮してまいりたいと存じます。

ありがとうございました。

○委員長(藤井裕久君) なお、三案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(藤井裕久君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時四分散会

五月二十四日本委員会に左の案件が付託された。

一、重度身体障害者の地方道路税、揮発油税免除等に関する請願(第六四〇一〇号)(第六四一五四号)(第六四〇一〇号)(第六四二六号)(第六四九〇号)

第六六一〇号 昭和六十年五月十日受理

重度身体障害者の地方道路税、揮発油税免除等に関する請願

請願者 川崎市中原区小杉陣屋町二ノ三一

七 荻野昭二

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第二五二二号と同じである。

第六一五四号 昭和六十年五月十一日受理

重度身体障害者の地方道路税、揮発油税免除等に関する請願

請願者 広島市南区宇品海岸二ノ一ノ三ノ

二〇五 稲川裕二

紹介議員 塩出 啓典君

この請願の趣旨は、第二五二二号と同じである。

第六四〇一〇号 昭和六十年五月十六日受理

重度身体障害者の地方道路税、揮発油税免除等に関する請願

請願者 三重県鈴鹿市東玉垣町二六三 松浦弘和

紹介議員 三治重信君

この請願の趣旨は、第二五二二号と同じである。

第六四二六号 昭和六十年五月十六日受理

重度身体障害者の地方道路税、揮発油税免除等に関する請願

請願者 大阪府東大阪市上四条町二〇ノ三

六 湯川芳輝

紹介議員 中村 鋭一君

この請願の趣旨は、第二五二二号と同じである。

第六四九〇号 昭和六十年五月十六日受理

重度身体障害者の地方道路税、揮発油税免除等に関する請願

請願者 福井県鯖江市札町一七ノ四一 成田久司

紹介議員 山内 一郎君

この請願の趣旨は、第二五二二号と同じである。

五月二十八日本委員会に左の案件が付託された。

(予備審査のための付託は四月十七日)

一、米州投資公社への加盟に伴う措置に関する法律案

昭和六十年六月十日印刷

昭和六十年六月十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

P